町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

3286号

毎週月曜日発行

発行所　全国町村会　〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人　横田真二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　https://www.zck.or.jp/

木の温もりに包まれる「雲の上の図書館」（高知県椿原町）

もくじ

活動　「令和７年度政府予算編成及び施策に関する要望」を決定……(2)

活動　令和７年度政府予算編成及び施策に関する要望－重点事項－……(4)

活動　令和７年度政府予算編成及び施策に関する要望……(8)

写真キャプション

町面積の91％を森林が占め、雄大な四国カルストに抱かれた山間の町、椿原町。2018年に開館した隈研吾氏設計のこの町立図書館には、地元の木材がふんだんに使用されており、靴を脱いで入るところも特徴の1つである。床に座ったり、寝そべったり、木の温もりや香りを感じながら、自由な読書スタイルを楽しめる空間となっている。

コラム

“ゼロサムゲーム”などではない
－真摯に移住者と地域を結ぶ－

法政大学名誉教授　岡崎昌之

地方都市や農山漁村で暮らしてみたいと考える若者をいかに受け入れるか。高齢化や人口減少が進む過疎地域の集落に、新しい担い手として外部人材をどう迎えるか。移住者の受け入れは過疎市町村にとって大きな課題だ。受け入れについては、住む場所と働く場の確保がもっとも重要だとされてきたが、その様子が少し変化していることが、全国過疎地域連盟の「過疎地域の移住者受入施策・体制に関する調査研究」（令和６年３月）で分かってきた。もちろん住居と就労の場の重要性は高いが、都道府県と過疎市町村のアンケート調査、現地ヒアリング調査では、住居と就労の場よりも、「移住後の相談への対応」や「地元住民との交流支援」が定住につながった、という結果が出ている。

この調査で訪れた高知県椿原町では、町と移住定住コーディネーターで調査したところ、町内に200軒の空家があることを確認。空家は地域の有効資源と位置づけ、可能なものから改修に着手した。改修費用は国の支援事業、県の補助金、残り1／4の町負担分を入居する移住者の家賃、約10年分でまかなう。こうした取組に住民も安心感をもち、約60棟の空家改修が進み、すべて移住者に貸し出されている。

こうした住居への対応も重要だが、町の移住定住コーディネーターの片岡幸作さんは「仕事や住宅よりも、志と受容力をもった地域の人たちの存在が大事」と、24時間、土日祝日なく、移住希望者、定住者、地元住民からの相談に応じている。町でも地区代表や各種団体、教育関係者からなる「くらそう椿原でサポート町民会議」を組織し、地域の側から支援にあたっている。こうした地道な取組で、椿原町は高知県内でも有数の移住者受け入れの町となっている。

「消滅可能性自治体」とか「自立持続可能性自治体」などと、まるで勝ち組、負け組のように、全国の自治体を分断するようなことは決してやるべきではない。ましてや椿原町をはじめとして、さまざまな努力をし、移住者を受け入れ、こうした人材とともに何とか地域や集落を維持しようと頑張る現場の人たちの努力に対して、「人口という限られたパイを奪い合うゼロサムゲーム」などと断ずるのは論外である。

全国町村会

「令和７年度政府予算編成及び施策に関する要望」を決定

総理官邸　森屋内閣官房副長官（右から２人目）

自由民主党　梶山幹事長代行（中央）

総務省　馬場総務副大臣（中央）

デジタル庁　石川デジタル副大臣（右から３人目）

全国町村会（会長・吉田隆行広島県坂町長）は、７月４日に開催した理事会において、「令和７年度政府予算編成及び施策に関する要望」を決定した。

令和７年度政府予算要望は、「大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化」や「地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル田園都市国家構想の更なる推進」等、令和７年度予算編成と各種施策の具体化に関する要望事項を35項目にとりまとめたもの。このうち、①大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化、②地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル田園都市国家構想の更なる推進、③町村自治の確立、④地方税財政、⑤地域のデジタル化の推進、⑥脱炭素社会等の推進、⑦地域医療、介護保険制度及び国民健康保険、⑧少子化対策とこども・子育て政策の推進、⑨地域共生社会の実現、⑩教育施策等の推進、⑪農林水産業、⑫国土政策の12分野については、重点事項としてとりあげ、別冊にまとめている。

要請活動は、総理官邸、自由民主党、総務省、国土交通省、厚生労働省、デジタル庁、農林水産省など関係各所に対して４班に分かれて実施、要望事項の実現を訴えた。

活　動

要請活動参加者

【総理官邸・自由民主党】
吉田会長（広島県坂町長）、棚野副会長・会長代行（北海道白糠町長）、矢田副会長・会長代行（石川県津幡町長）、田島副会長・会長代行（佐賀県白石町長）

【総務省・国土交通省】
鈴木副会長（岩手県葛巻町長）、金子副会長（岐阜県八百津町長）、高岡副会長（鹿児島県徳之島町長）、西本財政委員長（奈良県安堵町長）、湯川財政副委員長（神奈川県山北町長）、本田財政副委員長（大分県日出町長）

【厚生労働省・総務省・デジタル庁】
松田副会長（秋田県美郷町長）、古口副会長（栃木県茂木町長）、岡本副会長（和歌山県九度山町長）、山崎副会長（岡山県鏡野町長）、宮田行政委員長（福島県塙町長）、杉本行政副委員長（福井県池田町長）

【農林水産省】
岩田副会長（千葉県東庄町長）、玉井副会長（徳島県板野町長）、米本経済農林委員長（山口県和木町長）、鈴木経済農林副委員長（山形県朝日町長）、横江経済農林副委員長（愛知県蟹江町長）

厚生労働省　三浦厚生労働大臣政務官（中央）

農林水産省　舞立農林水産大臣政務官（右から３人目）

国土交通省　山本道路局長（左から３人目）

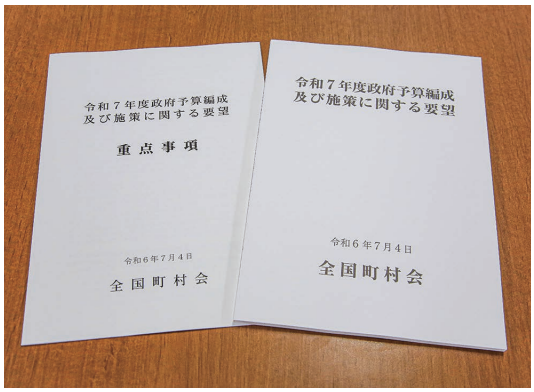

▲令和７年度政府予算編成及び施策に関する要望書

▲要望を決定した理事会（７月４日）

令和7年度政府予算編成及び各種政策に関する要望

－重点事項－

令和7年度政府予算編成及び各種政策の具体化に当たっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く要望する。

記

1．大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化に関すること

(1)東日本大震災からの復興が完了するまでの国による万全な措置

「第2期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、「基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

また、復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うに当たっては、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないよう、国は責任を持って復興・復旧に要する財源を確実に確保すること。

(2)原子力災害対策の徹底

東京電力福島第一原発事故の早期収束、避難住民の生活支援、損害賠償の迅速化、除染の徹底と放射能による汚染廃棄物の処理の加速化に努めるとともに、原発の安全規制・防災対策について万全を期すこと。

また、ALPS処理水の海洋放出による風評を発生させないよう、農林水産業や観光業をはじめ、幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むとともに対策の効果などを確認し、支援内容の見直しや追加対策を柔軟に講じること。

(3)令和6年能登半島地震からの復旧・復興対策

被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、財政基盤が脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠であることから、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する交付税措置の拡充をはじめとする支援措置を講じること。

特に、被災者に対する仮設住宅等の速やかな提供や住宅再建に対する支援、道路や上下水道など社会インフラの早期復旧、医療・福祉従事者の確保、農林水産業・観光業・伝統産業など地域産業・地域経済の早期復興に向けた十分な支援措置を講じること。

(4)集中豪雨・台風・地震等による大規模災害からの復旧・復興

被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

また、災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

なお、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

さらに、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

(5)国土強靱化に関する施策の推進

国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、国土強靱化基本法を踏まえ、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

(6)全国的な防災・減災事業への十分な財政措置

①「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、事業期間の延長を図ること。

②「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、迅速かつ、効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡充するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

2．地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル田園都市国家構想の更なる推進に関すること

(1)「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」等の取組を検証し、更に東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

特に地域内において生業が可能となる産業の振興に国を挙げて強力に取り組むこと。

また、都市と地方の所得格差の是正を図るとともに、関係人口の創出など都市と農山漁村が共生する取組に対する支援を行うこと。

(2)デジタル田園都市国家構想交付金については、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めることができるよう、対象事業の申請要件を緩和するなど、地域の実情に配慮し一層使い勝手の良いものとし、その規模を拡充すること。

また、デジタルの力によらない従来の地方創生の取組についても引き続き積極的に支援すること。

3．町村自治の確立に関すること

(1)国が制度の創設・拡充等を行うに当

活　動

たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。特に、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守し、既存の計画についても統廃合等の見直しを進めるとともに、関連する計画等の一体的な策定や上位計画への統合など、地方公共団体の判断による計画体系の最適化を実効性のあるものにすること。

⑵地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。

ただし、住民等への給付金等の支給事務のように、やむを得ず地方公共団体の自治事務として実施する場合には、地方公共団体の過大な負担とならないよう、早期にスケジュールや支給対象、支給方法について明示するなど、地方の意見を十分に踏まえた制度設計とすること。

⑶新たに地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における、国による普通地方公共団体への指示については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。また、行使される状況にあっても、地方と協議の上、現場の実情を適切に踏まえた措置とし、その範囲は必要最小限とするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。

⑷地域手当については、近隣市町村間で大きな差が生じていることにより、人材確保に支障が生じていることから、地域手当の支給地域・支給割合の検討に当たっては、地域の実情など町村の意見等を十分踏まえ早期に必要な見直しを行うこと。

4．地方税財政に関すること

⑴地方交付税等の一般財源総額確保

人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高騰等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

なお、過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

⑵令和７年度以降の地方一般財源総額については、令和６年度地方財政計画を下回らない水準を確保すること。

⑶固定資産税の安定的確保

固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

⑷ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、市町村において極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を断固堅持すること。

5．地域のデジタル化の推進に関すること

⑴専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。

⑵町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、各町村においてシステムの整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、移行期限を含め、それぞれの町村の状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

なお、一部のシステムのみ移行困難とされた町村については、効率的な移行を行うため、移行期限について柔軟な対応を行うこと。

⑶情報システムの更改に係る費用、クラウド化を行う際のデータ移行に係る費用のほか、システムの移行に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費については、国の責任において確実に措置すること。

特に、システム移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、上限額が必要額に達していない町村もあることから、国として必要な額を把握し、国の責任において確実に措置すること。

また、移行困難システムとして認定を受け、令和８年度以降にシステム移行を行う場合においても、同様の措置を講じること。

⑷ガバメントクラウドへの移行により、現行よりもコストが上昇することのないよう、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線費等関連する経費について、十分な財政支援を行うこと。

特に、ガバメントクラウドの利用料については、その趣旨からも、可能な限り低額に設定するとともに、長期割引やボリュームディスカウント等による費用低減効果が十分に発揮されるまでの間は、全額国負担とする等の対策を講じること。

また、ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する町村に対しても、十分な財政支援を行うこと。

⑸デジタル行財政改革における新たに共通化すべき業務システムを検討する

際には、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。その際、20業務の標準準拠システムへの移行（進め方、費用、調整コスト）に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。

6．脱炭素社会等の推進に関すること

(1)豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。

(2)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。

(3)全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備に関し、循環型社会形成推進交付金については、予算不足による事業の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計画に支障が生じることがないよう、当初予算において所要額を確実に確保すること。

7．地域医療、介護保険制度及び国民健康保険に関すること

(1)条件不利地域等町村部において、医療・介護等の専門人材の確保が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。

(2)地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(3)医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引き揚げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

(4)介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任をもって財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(5)今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3，400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

(6)国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(7)マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、健康保険証の廃止に伴い発生する追加的な事務に対して、財政措置を含めた必要な支援を講じること。

　また、住民が混乱なく安心して保険医療を受けることができるよう、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び広報の周知徹底を図るとともに、守られるべき保険医療の機会が損なわれることのないよう、十分な対策を行うこと。

8．少子化対策とこども・子育て政策の推進に関すること

(1)全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合に税財源の確保を行うこと。

　また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

(2)「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策の具体的な制度設計に当たっては、地域の実情に即した施策を実現するため、現場を担う市町村の意見を十分反映させること。

(3)学校給食費の無償化については、給食実施状況の違いや法整備面も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討すること。

(4)「こどもまんなか実行計画」に基づく具体的な施策を推進する際は、地域間格差が生じないよう、地域の実情等を踏まえ、実施主体となる市町村に対し人的支援、財政支援など必要な支援を行うこと。

(5)地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実等、一層の人材確保に取り組むこと。

9．地域共生社会の実現に関すること

　地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

10．教育施策等の推進に関すること

(1)地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

(2)ＧＩＧＡスクール構想を推進する際の、ＩＣＴ機器の保守管理や通信費等のランニングコスト及び学習用ソフト

活　動

ウェア等の導入費用について、財政支援を講じること。

(3)質の高い教師の確保のための環境整備の検討に当たっては、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。なお、長時間労働の解消をはじめとした教師の働き方改革については、地方の教師不足による教育の質の低下につながることのように慎重に取り組むこと。

(4)学校部活動の在り方等の検討については、指導者確保が困難など各地域の事情や課題等について、実証事業を通じて十分に検証を行うとともに、現場の意見等を十分踏まえ、どの地域においても部活動が円滑に実施できるよう生徒の立場に立った制度設計を行うこと。

11. 農林水産業に関すること

(1)新たな食料・農業・農村基本法に基づく次期基本計画の見直しに当たっては、「産業政策」と「地域政策」が車の両輪であることを堅持するとともに、「地域政策の総合化」を着実に推進すること。

また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。

(2)食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

(3)地域計画の策定については、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要であるため、中長期的な視点に立った支援措置を講じること。

(4)水田活用の直接支払交付金等については、生産現場の課題等を把握し、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につながることがないよう、現場の課題を十分に検証した上で、実態に即した運用を図り、所要額を確保するとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹底すること。

(5)畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。

また、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、生乳買取価格の安定化を図ること。

(6)人口減少下にあっても、地域社会が維持できるよう、中山間地域等直接支払制度の継続・拡充、農山漁村発イノベーションの推進等、中山間地域の再生・持続に向けた取り組みを強化すること。

また、農業生産基盤の確保等を図るため、多様な担い手の確保・育成及び多様な農業者に対する支援を強化すること。

(7)令和７年３月末で期限を迎える山村振興法については、近年の山村地域における変化等をふまえ、内容を拡充し、延長を図ること。

(8)森林環境譲与税については、山村地域の森林整備がより一層進展するよう、配分のあり方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じた理解の醸成を積極的に行うこと。

(9)２０５０年カーボンニュートラルに寄与する林業・木材産業のグリーン成長を実現し、山村の活性化を図るため、「森林・林業基本計画」に基づいた各施策を着実に推進し、十分な支援を行うこと。

また、人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講じること。

(10)「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理、水産業の成長産業化、漁村の活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を着実に実施すること。

また、漁業安定対策の強化と漁業の担い手の育成、確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。

(11)海や漁村の地域資源や漁港の活用による「海業」を積極的に推進し、持続的な発展を図ること。

(12)農林水産公共予算については、必要な財源を確保すること。

12. 国土政策に関すること

(1)社会資本の整備等の推進

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

さらに、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財政措置を充実強化すること。

(2)地域公共交通の維持・確保

町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通の確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

特に、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等については、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組に対する財政措置を含めた支援を充実強化すること。

また、地域の鉄道のあり方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける地方自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を確保すること。

(3)半島振興法の延長

半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、国土の均衡ある発展に資するため、令和６年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、更なる充実について特段の配慮をすること。

令和7年度政府予算編成及び施策に関する要望

1．大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

東日本大震災から13年を迎え、国は、「第2期復興・創生期間」においても、引き続き、必要な支援を実施しているが、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきが見られるほか、東京電力福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだ約3万人の住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

本年1月に発生した石川県能登地方を震源とする地震（令和6年能登半島地震）は、人的・物的に甚大な被害をもたらし、地域住民の生活や地域産業に多大な影響が生じている。被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であり、迅速な復旧と生活の再建に向けて、国による強力な支援が不可欠である。

また、令和5年6月から9月の豪雨等、近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、国は次の事項を実現すること。

Ⅰ．東日本大震災からの復興

1．「第2期復興・創生期間」における万全な財政支援等

「第2期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、「基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

復興庁については、被災町村の意見を十分に踏まえ、必要な事業が確実に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、復興庁を司令塔として全省庁体制で復興及び諸課題解決に取り組む体制を構築すること。

2．復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うに当たっては、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないよう、国は責任をもって復興・復旧に要する財源を確実に確保すること。

3．医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

⑴被災者・避難者に対する医療・福祉サービスを安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。

⑵高齢者を始めとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を行うこと。

4．地域産業の復興支援

⑴農林水産業の復旧・復興に向け、農業・農村の復興マスタープラン及び水産基本計画等によって着実に推進すること。

⑵東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、又は証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。

⑶被災した事業者の二重債務問題等の解決に向け、引き続き債権買取支援等を行うため、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業及び中小企業再生支援事業を引き続き継続すること。

5．復興事業については、復興が完了するまでの間、現地の意見を十分に踏まえ着実に推進すること。

6．被災市町村への人的支援

被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

Ⅱ．原子力災害対策

1．原子力災害からの復興

『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』に基づき、原子力災害からの復興を着実に進めるとともに、必要な財源や復興を支えるための制度を確保すること。

また、町村によって復興の状況や直面する課題が異なることから、一律の復興施策ではなく、復興のステージに応じたきめ細かな対応を図れるよう、必要に応じて第2期復興・創生期間の財源フレームを見直すこと。

2．福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保

⑴福島第一原子力発電所の廃炉に当たっては、安全を最優先として、「中長期ロードマップ」に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。特に、使用済燃料や燃料デブリの取出しなどリスクの高い作業に当たっては、現場におけるリスク管理を徹底させ、周辺環境に影響を与えることのないようにすること。

また、福島第二原子力発電所の廃炉に当たっても安全を最優先に取り組むこと。

⑵中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において、その処理・処分方法の具体的な議論を進め、適切に処分すること。

また、福島第二原子力発電所の使用済燃料についても、処分方法の具体的な議論を進め、適切に処分すること。

⑶今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・

活　動

確保に国としても積極的に取り組むこと。

3．ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に関する責任ある対応

(1)処理水の海洋放出においては、処理過程の透明性を確保した上で確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じること。

　また、希釈放出設備の安全性の向上やトラブルの未然防止に努め、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。

(2)処理水の海洋放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、処理水の測定結果や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

　また、ＩＡＥＡ等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性の確保に努め、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

(3)処理水の海洋放出による風評を発生させないよう、農林水産業や観光業をはじめ、幅広い業種に対する万全な風評対策に責任をもって取り組むとともに、対策の効果などを確認し、支援内容の見直しや追加対策を柔軟に講じること。

　また、中国等による輸入規制強化の影響を受けている水産業について、将来にわたって生業を継続し、次世代へ確実につないでいけるよう必要な対策を徹底的に講じること。

　さらに、対策を講じても風評被害が発生した場合には、国が最後まで責任をもって、迅速かつ確実な賠償を東京電力に行わせること。

(4)処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制させるとともに、トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。

4．住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実

(1)避難指示を受けた住民全てが将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開・営業継続、道路整備、地域公共交通網の構築、魅力ある働く場づくりなど、帰還に向けた環境整備を更に促進すること。

　特に、保健医療福祉を担う人材不足が依然として深刻であることから、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。

(2)避難指示が解除された市町村への移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に向けた予算を十分確保するとともに、魅力あるまちづくりへの支援を行うこと。

(3)特定復興再生拠点区域の機能強化を促進させるため、復興拠点施設の整備に対する継続した支援や農地の荒廃抑制及び再生のための支援について、十分な財政措置を含め、充実を図ること。

　また、現場保管が続く８，０００Ｂｑ／ｋｇ以上の建設発生土について、早急に中間貯蔵施設への搬入を決定すること。

(4)特定帰還居住区域の早期の避難指示解除に向け、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分考慮しながら、必要な除染等の予算を十分に確保し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任を持って取り組むこと。

　また、帰還意向のある住民が故郷で安全・安心に暮らすためには自宅周辺の農地の除染が必要であるほか、営農再開を目的とした住民、生きがいのための農業再開を目指す住民も少なからずいることから、農地の取扱いについて格別の配慮を行うこと。

(5)特定帰還居住区域のインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げとなることがないよう、事業実施前に除染を行うなど国が責任をもって必要な措置を講じること。

(6)帰還意向のない住民の土地や家屋の取扱いについては、地元町村と真摯に協議を重ね、その意向を十分踏まえながら方針を示し、帰還困難区域全ての避難指示解除に向けて最後まで責任をもって取り組むこと。

(7)避難指示解除区域における防犯・防火対策を更に強化するため、十分な支援を講じること。

(8)避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域を含め、甚大な被害を及ぼしていることから、住民帰還に向けた環境整備を進めるため、抜本的な鳥獣被害防止対策を講じること。

(9)災害時要配慮者である高齢者や障害者、乳幼児などに対する見守りや心のケア等の取組への支援を強化すること。

(10)子ども・被災者生活支援法に基づく施策の実施に当たっては、被災者の意見や地域の実情に十分配慮し、真に被災者が必要とする施策を講じること。

　また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。

(11)全国の児童生徒及び国民が放射線や福島県の実情に係る知識を正しく理解することができるよう、福島特措法に基づき、教育委員会や学校が行う取組への支援をしっかりと行うとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進すること。

(12)原子力災害地域での企業誘致を更に促進させるため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金制度を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

(13)避難地域において、除染や除去土壌等の仮置き場から返地された農地において、営農再開時に不具合が生じている場合には、必要な措置を講じること。

(14)避難地域の営農再開を滞りなく進めるためには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であるので、営農再開関連事業を継続し、十分な予算を

確保すること。
　また、避難指示解除の遅れた地域や特定復興再生拠点区域の営農再開を加速させるため、福島県高付加価値産地展開支援事業の予算を確保し、産地形成を支援すること。
5．被害の実態に見合った賠償と賠償請求未了者への周知等
　原子力損害の賠償に当たっては、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行わせること。
　また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等を始め、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。
　さらに、放射性物質に係る各種検査費用やそれに伴う人件費、風評払拭に向けた取組等の行政費用等、市町村が支払った経費についても、確実に負担させること。
6．フォローアップ除染の実施と放射性廃棄物処理の加速化
⑴フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施するとともに、必要な経費は国が確実に負担すること。
　また、除去土壌の減容・再利用の技術開発や実証実験の実施に当たっては、安全を最優先に、国民理解の醸成を図りながら進めること。
⑵間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、帰還困難区域にある農業用ダム・ため池における放射性物質対策を第２期復興・創生期間後も事業が完了するまで実施できるよう、必要な予算を確保すること。
⑶「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る実施計画」に基づき、除去土壌等の搬入を着実に進めるとともに、特定廃棄物埋立処分事業により処分される廃棄物を含め、国が責任をもって福島県内の放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。
　また、２０４５年までの県外最終処分に向けて、全国民的な理解醸成活動を更に推進するとともに、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を早期に明示すること。
7．風評払拭及び風化防止に向けた取組の強化
⑴「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、原子力災害に伴う風評払拭及び風化防止に向け、国内外に対する正確な情報発信を強化すること。とりわけ、福島県産品の販路回復・開拓やインバウンドを含めた観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることから、市町村が行う取組への財政支援について、十分な財源を継続的に確保すること。
⑵福島県農林水産業復興創生事業による生産から流通・販売に至る総合的な対策について、風評の影響がなくなるまで継続して実施するとともに、流通実態調査の結果に基づき、流通関係団体への指導・助言等必要な措置を引き続き講じること。
8．福島イノベーション・コースト構想の更なる推進
⑴福島イノベーション・コースト構想を推進し、震災・原発事故により甚大な被害を受けた福島県浜通りにおける産業の集積と交流人口の拡大、人材の育成を図るとともに、本構想により生み出される成果を我が国全体へ波及させること。
⑵福島国際研究教育機構については、「世界に冠たる創造的中核拠点」として、地域と連携し、世界最先端の研究開発や新産業の創出、人材育成等の機能を発揮できるよう、長期的・安定的な財源及び人員を十分確保すること。
　また、施設整備に当たっては、県・市町村のまちづくりと緊密に連携していくとともに、国際研究産業都市の形成を図るため、研究者が安心して生活できる周辺環境の整備に取り組むこと。
9．原発の安全規制等の在り方
⑴原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すこと。
　特に、原発事故から得た教訓等を今後の安全規制や原子力政策に確実に反映させること。
⑵原発の再稼働に当たっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。
⑶原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策の在り方について科学的知見に基づき見直すこと。
⑷有事に備えた原子力発電施設等の防護対策を強化すること。

Ⅲ．令和６年能登半島地震からの復旧・復興対策
　被災町村すべてが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、国による強力な支援が不可欠であることから、下記事項について特段の措置を講じること。
1．被災者生活の早期再建
⑴住居が必要な被災者に対し、仮設住宅等を速やかに提供できるよう、用地や住宅確保において支援を行うこと。
⑵液状化・陥没による住宅再建に当たっては、地盤改良や擁壁修理等に対する財政支援を行うこと。
⑶住宅再建に向けた財政支援については、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、地域に関わらず平等な支援を行うこと。
2．人的支援の拡充
　被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。
3．社会インフラの早期復旧
⑴崩壊・崩落した道路・橋梁・トンネルについて、早期復旧を行うこと。
　特に、地域の産業・経済や地域住民の生活道路として大きな役割を担って

活　動

いる主要道路について、全面復旧に向け全力を挙げること。

(2)上下水道については、住民生活を支える必要不可欠な社会基盤であることから、早期復旧に向け支援すること。

4．医療・福祉に対する支援

(1)児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする福祉支援の必要な被災者の心のケアについて、十分な支援を講じること。

(2)被災地における医療・福祉サービスを継続するため、医療・福祉従事者の確保に係る支援を行うこと。

5．地域経済の早期復興

農地・農業水利施設・漁港などの農林水産業関係施設や観光業・伝統産業をはじめとする中小企業等に甚大な被害が発生し、地域経済への深刻な影響が生じていることから、被災者が一日も早く元の生活を取り戻せるよう地域産業への十分な支援を行うこと。

6．地方交付税等による財政支援

被災町村の復旧・復興に当たって、財政運営に支障が生じることのないよう、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する交付税措置の拡充などの財政措置を講じること。

Ⅳ．集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

1．令和５年６月から９月の豪雨等、近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

また、東日本大震災や平成28年熊本地震以降、大規模地震が発生し、本年１月には令和６年能登半島地震により甚大な被害が生じている。

したがって、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、農地、農業用施設等の小災害復旧事業にあたっては、早期復旧の観点から、農業従事者が行う復旧事業への町村の補助に対して財政措置を講じること。

なお、個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。

2．非常時における電源や通信確保のための資機材の整備を図るとともに、電気、ガス、上下水道等のライフラインや交通インフラの早急な復旧のための連携体制を強化すること。

また、住宅の応急修理等に対する支援対象条件の拡大や、被災児童・生徒に対する学用品の給与に係る限度額の引上げ等、災害救助法における応急救助内容の拡充を図ること。

3．被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

4．大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理費用や処理施設の確保については、被災町村の負担とならないよう、国において財政措置を含めた万全の支援措置を講じること。

5．大規模災害時に生じた内水氾濫等の対策については、継続的な事業運営が実施できるよう、雨水排水対策事業に要する経費に対し、財政支援の強化を図ること。

6．近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

7．被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、被災地の実情に応じて適用期間を延長すること。

Ⅴ．全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

1．「災害対策基本法」「大規模災害からの復興に関する法律」「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「首都直下地震対策特別措置法」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、頻発化する豪雨・大型台風等の風水害や火山災害等、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

2．国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

また、国土強靱化基本法を踏まえ、対策期間の終了後についても、町村が安心して国土強靱化に取り組めるよう、積極的な対策を継続すること。

3．大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

4．災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中枢的役割を担う役場庁舎の耐震化に対し財政支援を強化すること。

5．災害時に緊急に必要となる給水車やトイレトレーラー、トレーラーハウ

ス等については、必要に応じ早急に確保できる体制を平時から整備しておくこと。

6．町村では技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

7．「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、事業期間の延長を図ること。

8．「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、迅速かつ、効果的な事業運営が図られるよう、対象事業を拡充するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

また、ハザードマップの作成及び更新等には多額の費用や長期にわたる作成期間を要することから、ハザードマップの作成等に対する財政的・技術的支援の拡充を図ること。

9．地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる72時間以上稼働が可能な非常電源装置等の整備及び機器の更新や燃料タンクの増設に対する財政支援の強化を図ること。

また、災害時に非常用電源として公民館等の小規模施設でも活用できる電気自動車の購入等に対する財政支援を拡充すること。

10．南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、津波、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう、必要額を確保すること。

11．被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すとともに、支給額を増額すること。

さらに、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

12．耐震対策緊急促進事業に係る地震防災対策用資産の取得促進に係る税制上の優遇措置の対象エリアを拡大すること。

13．大規模盛土造成地の滑動崩落対策を推進するため、宅地耐震化推進事業における補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を行うこと。

14．災害救助法における救助実施市の指定に当たっては、都道府県と指定都市の連携体制の確認を確実に行うなど、広域的な災害時に必要な物資の供給、役務の提供等に不均衡が生じないよう万全を期すこと。

15．海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業を始めとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険箇所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

16．火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

17．災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

18．固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。また、衛星携帯電話の整備やＡＭ・ＦＭラジオの難聴地域の解消等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

19．Ｊアラート・Ｌアラートを始め多様な情報提供手段を活用し、正確で迅速かつ分かりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

20．消防防災分野におけるドローンの利活用を促進するため、ドローンポートの整備等に対する財政支援措置を講じること。

21．非常用物資の購入に要する経費については普通交付税により措置されているが、地域によっては大規模災害時には、道路の寸断等が発生し、支援物資の搬入に時間を要することが想定され、より多くの物資を備蓄する必要があるため、十分な財政支援措置を講じること。

22．災害時に倒壊し通行の障害等となり得るブロック塀等の撤去については、社会資本整備総合交付金の補助要件を緩和するとともに補助率の引上げを行うこと。

2．地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生とデジタル田園都市国家構想の更なる推進

農山漁村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取組を進めてきている。

町村が進める地方創生の取組は、地域の特徴を生かした活力ある国づくりの機軸となるものである。今後、このような取組をデジタルの力を活用しつつ更に発展させることで、地方への移住・定住、田園回帰の本格化といった新たな価値観を一層定着させていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組を検証し、さらに東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

特に地域内において生業が可能とな

活　動

る産業の振興に国を挙げて強力に取り組むこと。

　また、都市と地方の所得格差の是正を図るとともに、関係人口の創出など都市と農山漁村が共生する取組に対する支援を行うこと。

2．町村では、農山漁村の地域資源を掘り起こし有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て・学校教育・地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、これらの施策について、制度的にも、財政的にも支援すること。

3．東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、感染症拡大リスクの低減等の観点から重要な課題であることから、政府機能の移転や企業の本社機能移転を更に積極的に支援すること。

4．デジタル田園都市国家構想交付金については、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めることができるよう、対象事業の申請要件を緩和するなど、地域の実情に配慮し一層使い勝手の良いものとし、その規模を拡充すること。

　なお、デジタルの力によらない従来の地方創生の取組についても引き続き積極的に支援すること。

　また、過疎・中山間地域などの条件不利地域では、高等学校への入学者減少により高校の存続が喫緊の課題となっている。高校は地域コミュニティや地方創生の担い手を育成する拠点であることから、高校の魅力向上に取り組む地元自治体に対して、特段の支援策を講じること。

5．都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

　また、地域での活躍が今後も期待される地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、例えば、地域の伝統産業等や伝統技術・伝統文化の存続・継承など切実な地域課題解決にも一層貢献できるよう、更なる制度の充実を図ること。

6．地方への移住・定住や二地域居住等の地方への人の流れを大きくかつスムーズにするため、転居・転校等の移動に伴う各種手続をワンストップ化するとともに、兼業・副業を促進するなど、デジタル技術を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるよう、町村に対し積極的な支援を行うこと。

7．地方への移住・定住を希望する国民のニーズを捉え、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者を含む雇用の増大などの対策強化、医療や教育の充実等による生活環境の整備及び福祉の向上などの、総合的な施策を講じることにより、田園回帰の流れをより一層加速させること。

8．地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」拡大への更なる支援拡充を行うとともに、二地域居住、サテライトオフィス、ワーケーション等を一層積極的に促進すること。

9．現行の市街化調整区域制度等は人口増加・郊外スプロール化の時代を前提としたものであり、地方創生を進める上で、人口減少下での町村集落地域の再生・活性化の障害となる事態も生じていることから、移住・定住やリモートワーク等を推進する田園回帰の時代にふさわしい土地利用制度の見直し・柔軟化を図ること。

10．地域課題の解決に向けた取組を行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

　また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、各地域運営組織の実情に応じた支援を行うこと。

11．「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、相談体制の整備や制度についての周知を徹底し、事業協同組合を円滑に設立・運営できるよう支援すること。

12．地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの適切な配置を行うとともに、財政支援の継続や必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成を行うこと。

13．地方の国立大学には地域振興に役立つ研究事例や成果があることから、これをより一層還元するとともに、その保有する資産について、地域開放や地域における利活用を積極的に推進すること。

14．「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

15．条件不利地域等町村部において、医療・介護等の専門人材の確保が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。

16．地方における深刻な人材不足の実態等を十分に踏まえ、技能実習の新制度として創設される「育成就労制度」の制度設計に当たっては、対象職種を拡大するなど、地域が必要とする分野において外国人材が活用できるよう検討すること。

3．町村自治の確立

　住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

　よって、国は町村がこれまで果たし

てきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

1．権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

(1)国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

(2)義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。

その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

(3)国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せずに、新たな計画の策定や専任職員の配置等について全国一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。特に、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守し、既存の計画についても統廃合等の見直しを進めるとともに、関連する計画等の一体的な策定や上位計画への統合など、地方公共団体の判断による計画体系の最適化を実効性のあるものにすること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うとともに、調査・照会（一斉調査）システムについては町村の意見を踏まえた仕様の改善を行うこと。

(4)地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。

ただし、住民等への給付金等の支給事務のように、やむを得ず地方公共団体の自治事務として実施する場合には、地方公共団体の過大な負担とならないよう、早期にスケジュールや支給対象、支給方法について明示するなど、地方の意見を十分に踏まえた制度設計とすること。

(5)補助金や交付金の申請手続について、簡素化や様式の統一化を更に推進するなど、町村の事務負担の軽減を図ること。

(6)少額随意契約の予定価格の上限額については、近年の物価上昇等の社会経済情勢を考慮するとともに、効率的な行政運営を行う観点からも、見直しを行うこと。

(7)都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

2．地方分権改革に関する「提案募集方式」

(1)地方からの提案については、可能な限り実現すること。

(2)移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

3．新たに地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における、国による普通地方公共団体への指示については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。また、行使される状況にあっても、地方と協議の上、現場の実情を適切に踏まえた措置とし、その範囲は必要最小限とするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。

4．地方公務員の制度に関すること

(1)地方公務員の給与関係経費については、国家公務員の給与等の取扱いを踏まえると大幅な増額が見込まれるため、必要な地方財政措置を講じること。

(2)町村が安定的に行政サービスを提供できる体制を維持するため、地方公務員の定年引上げ期間中についても、一定の新規採用職員の継続的な確保が図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。

(3)地域手当については、近隣市町村間で大きな差が生じていることにより、人材確保に支障が生じていることから、地域手当の支給地域・支給割合の検討に当たっては、地域の実情など町村の意見等を十分踏まえ早期に必要な見直しを行うこと。

(4)地域手当の支給割合の超過を理由とした特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性や町村職員の処遇改善を阻害することから廃止すること。

5．市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

6．広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

7．道州制は導入しないこと。

4．町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．町村税源の充実強化

(1)地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

①国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小

活　動

し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
②地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。
⑵個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。
　その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。
　また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。
⑶固定資産税の安定的確保
①固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
②土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。
③税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。
　特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。
⑷電気・ガス供給業に対する法人事業税については、地方税収の安定化に大きく貢献しており、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され貴重な財源となっていることから現行の収入金額課税方式を堅持すること。
⑸道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。
　自動車関係諸税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。
⑹市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源となっており、分煙施設の整備など望まない受動喫煙防止対策に幅広く取り組めるよう、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。
⑺ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の７割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。
　所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。
　ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。
⑻地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、全国の町村が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、その活用を一層促進するため、制度の延長を図ること。
⑼入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
⑽地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。
⑾町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。
　また、全ての町村が基幹税務システムの標準化の取組を円滑に行えるよう、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。
⑿学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に係る業務システムの導入費等、必要な費用について十分な財政支援を講じること。

２．地方交付税の充実確保等

⑴人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
　また、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高騰等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。
⑵令和７年度以降の地方一般財源総額については、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、令和６年度地方財政計画を下回らない水準を確保すること。
⑶臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。
　また、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。
⑷税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。
⑸過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まって

いるため、全額復元に取り組むこと。

⑹「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

⑺交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実に行い、財政健全化に努めること。

⑻地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。

⑼基準財政需要額の算定について、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

⑽業務改革の取組等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論については、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自らの行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

⑾地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」）に変更すること。

⑿地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せずに地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

３．地方債の充実改善

⑴町村が、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

⑵公共施設等適正管理推進事業債の対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。

⑶累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、交付税措置率の引上げ等、万全の財政措置を講じること。

⑷過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、非過疎地域に対する財源措置の充実を図ること。

5．デジタル化施策の推進

全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタルへの対応は必須である。そのため、町村においては、自治体ＤＸやデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．行政のデジタル化等

⑴町村におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進に当たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

⑵専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。

また、国等における研修を更に充実するとともに、ｅ-ラーニング等も活用した教育カリキュラムや履修内容の体系化、ＤＸソリューションを体験できるコンテンツの整備等により、町村の人材育成を支援すること。

⑶町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、各町村においてシステムの整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、移行期限を含め、それぞれの町村の状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

なお、一部のシステムのみ移行困難とされた町村については、効率的な移行を行うため、移行期限について柔軟な対応を行うこと。

⑷情報システムの更改に係る費用、クラウド化を行う際のデータ移行に係る費用のほか、システムの移行に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費については、国の責任において確実に措置すること。

特に、システム移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、上限額が必要額に達していない町村もあることから、国として必要な額を把握し、国の責任において確実に措置すること。

また、移行困難システムとして認定を受け、令和８年度以降にシステム移行を行う場合においても、同様の措置を講じること。

⑸ガバメントクラウドへの移行により、現行よりもコストが上昇することのないよう、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線費等関連する経費について、十分な財政支援を行う

活　動

こと。
　特に、ガバメントクラウドの利用料については、その趣旨からも、可能な限り低額に設定するとともに、長期割引やボリュームディスカウント等による費用低減効果が十分に発揮されるまでの間は、全額国負担とする等の対策を講じること。
　また、ガバメントクラウド以外のクラウド環境を利用する町村に対しても、十分な財政支援を行うこと。
⑹条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。
⑺マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務の簡素化を図るとともに、令和７年度以降、電子証明書の有効期限の到来による更新手続の増加が想定されることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。
　また、マイナンバーカード交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。
⑻マイナンバーカードの取得率を更に向上させるため、カードの利活用の機会を増やすなど住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開すること。
⑼マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること。
⑽マイナンバー制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。
　特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担について、万全な地方財政措置を講じるとともに、次期システムの設計・構築、移行経費に対しても、国の責任において全額措置すること。
⑾マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。
⑿郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を拡充すること。
⒀戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加については、その趣旨や内容等を国の責任において国民に対し十分に周知するとともに、町村が行う具体的な作業内容やスケジュール等を早期に示すこと。
　また、事前の準備も含めた必要な経費については、全て国が負担するなど、適切な措置を講じること。
⒁公金収納におけるｅＬＴＡＸの活用など、デジタル化の推進については、対象の範囲や導入の時期などについて、町村の意見を十分に踏まえるとともに、システム改修費及び収納に係る経費等、これに伴って発生する経費については国の責任において確実に措置すること。また、人的支援など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
⒂町村において、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、その方針に基づく措置を実施する必要があることから、国は早期に指針を示すとともに、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。
⒃デジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に取り組む際に障害となる規制等について、積極的に見直しを行うこと。
　また、国におけるデジタル原則を踏まえたアナログ規制の点検・見直しに当たっては、町村への影響を考慮し、早期に情報提供を行うとともに、町村が行うアナログ規制の点検・見直しに対し、技術的・財政的支援を行うこと。
２．デジタル行財政改革における国・地方デジタル共通基盤の整備・運用
⑴新たに共通化すべき業務、システムの候補の選定にあたっては、町村の意見を十分に聞き、反映させること。
⑵新たに共通化すべき業務システムを検討する際には、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。その際、20業務の標準準拠システムへの移行（進め方、費用、調整コスト）に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。
⑶町村においては、システム化により事務量やコストが増加する場合もあり得ることから、それぞれの実情に合わせて導入の是非を判断できるよう、自治体の規模に応じたコスト削減の効果や業務負担の軽減、費用対効果等を明確に示すこと。
⑷既に広域的な取組を行い、一定の成果を得ている場合には、その取組を尊重すること。
⑸新たなシステムを導入する際には、国の責任において確実に財源を確保すること。構築費用等の初期費用のみならず、ランニングコストや更新費用についても十分に検証し、財政力の弱い町村も積極的に参加できるような仕組みを構築すること。
３．情報通信基盤の整備促進等
⑴情報通信インフラやこれを活用するためのシステム等の情報通信基盤については、国の責任において着実に整備を加速化すること。
⑵条件不利地域等において町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。
　また、離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充すること。あわ

せて、公設光ファイバ等の民間移行を推進する観点から、公設設備の譲渡を受ける事業者への財政支援についても拡充を行うこと。

さらに、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度については、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。

なお、町村においても利活用のニーズが予測されるローカル５Ｇの普及促進に努めること。

⑶町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

⑷地上デジタルテレビ放送の通信施設を公設で整備している町村に対して、更新に係る費用を国が支援すること。

6．地方創生の実現に向けた国土政策の推進

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務である。

さらに、今後の国土政策においては、人口減少・少子高齢化が続く中で、「持続可能な国づくり・地域づくり」「都市・農山漁村共生社会の実現」に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたって担っていけるよう、地方分散型で地方を重視した国土政策を強力に展開する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．国土政策の推進に当たっては、町村が、少ない人口ながら４割におよぶ広い国土を守り育み、伝統文化の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、国土の保全、災害危機対応など、国民生活にとって欠くことのできない極めて重要な役割を担い続けていることを踏まえ、「地方分散型の国づくり」や「将来にわたり持続可能で安全安心な地域社会」を実現することができるよう、各分野にわたる諸施策を積極的に展開すること。

2．国土形成計画（全国計画 令和５年７月閣議決定）において、目指す国土の姿として掲げられた「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、地域の魅力を高めて、地方への人の流れを作り出し、東京一極集中を是正する施策を推進すること。

また、「小さな拠点」をはじめ、地域運営組織（ＲＭＯ）や特定地域づくり事業協同組合等の活動への支援等、個性ある地方の創生のための町村の取組を積極的に支援すること。

3．地方創生を強力に推進する上で重要な高速自動車国道、一般国道、地方道等の連携による道路ネットワークを整備促進するとともに、長期安定的に必要な財源を確保すること。

4．地域公共交通の維持・確保

⑴中山間地域、過疎、離島、半島等の条件不利地域を始め、町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通等生活交通ネットワークの確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

⑵町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実強化すること。

なお、自家用車活用事業の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。

⑶鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利用促進・活用を推進する取組に対し、十分な支援を行うこと。

また、地域の鉄道のあり方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける地方自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を確保すること。

⑷地域公共交通確保維持事業費の補助要件となる地域公共交通計画の策定に対し、十分な支援措置を講じること。

5．町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。

6．所有者不明土地対策の推進

⑴所有者不明土地の発生を予防する仕組みの更なる充実を図るとともに、所有者不明となった土地の管理責任の所在等について引き続き検討を行うこと。

⑵町村が住民の生活環境保全のために実施する財産管理人選任申立について、事務手続きの簡素化及び予納金の在り方等財政負担の軽減を図ること。

7．土地基本方針に基づく個別施策の推進に当たっては、町村は土地に関する専門的な職員が少なく、財政的・人的にも対応が困難であることや地域の実態を踏まえ、新たな計画の策定や役割について、一律に義務付けを行わないこと。

8．町村が実施する地籍調査を円滑に実施できるよう必要額を確保すること。

また、リモートセンシングデータの活用など新手法の導入に対し、技術的・財政的支援を充実強化すること。

9．空き家対策の推進

⑴町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、福祉関連情報の活用、緊急安全措置（即時強制）の規定整備、借地上にある空き家対策等について積

極的に検討を行うこと。

(2)行政代執行や略式代執行、緊急安全措置、財産管理人選任申立等、町村が実施する空き家対策に要する費用に対する財政措置を充実強化すること。

(3)移住・定住の環境整備を始め地方創生の観点からも空き家の有効活用は重要であることから、デジタル田園都市国家構想交付金等により、積極的に支援を行うこと。

また、全国的に空き家が増加している現状を踏まえ、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。

(4)空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係することがあるため、一体的に検討を行うこと。

10．今後想定される大規模地震等に備えるため、社会資本整備総合交付金による住宅の耐震改修等に係る補助限度額を増額すること。

11．吹付アスベスト（非飛散性アスベストを含む）等が施工されている公共施設の老朽化等に伴う解体・改修事業に対する財政措置を充実強化するとともに、当該事業に係る処理基準や技術的な助言を、速やかに情報提供すること。

12．近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、早期に補助率、補助単価等について実態に即した引上げを行うこと。

7．環境保全対策の推進

ＳＤＧｓやパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても２０５０年カーボンニュートラル及び２０３０年温室効果ガス排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取組が求められている。

よって、国は、次の事項を実現すること。

1．脱炭素社会の推進

(1)豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。

(2)地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保すること。

(3)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）の導入や断熱改修の推進等により、住宅・建築物における省エネ性能等の向上が促進されるよう、効果的な支援策を検討すること。

(4)２０３５年に乗用車の新車販売で電動車１００％の実現が表明されたことを踏まえ、充電インフラの整備について、補助要件の大幅拡充など、更に積極的に設置を進めること。

2．地球温暖化対策の推進

(1)町村における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に当たっては、専門的な知見や財源不足等が懸念されることから、地域の実情に十分配慮し、町村に過度の負担が生じないよう技術的人的支援や財政支援を講じること。

(2)町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、また、町村の地方公共団体実行計画に設定した温室効果ガス削減目標及び区域内の排出抑制等における施策目標を達成できるよう、積極的に財政上の措置を講じること。

(3)地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、町村の負担軽減のため、事務手続きの簡素化や人材支援を講じること。

3．循環型社会の構築

(1)我が国では、循環型社会の形成に向けて３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を一層強化していく必要があるが、今後、人口減少・少子高齢化の進行により、空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難となる高齢者の増加等、廃棄物を巡る課題が増えていくことが懸念される。

国は、その対応に当たる町村の取組を支援するとともに、次期循環型社会形成推進基本計画においても、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進すること。

(2)全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備に関し、循環型社会形成推進交付金については、予算不足による事業の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計画に支障が生じることがないよう、当初予算において所要額を確保すること。

(3)小型家電リサイクル制度の推進に当たっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。

なお、制度の見直しに当たっては、町村の実態を十分に踏まえること。

(4)家電リサイクル制度の見直しに当たっては、次の事項を実現すること。

①家電製品の再商品化費用の徴収方法について、不法投棄の防止と適正処理等の更なる促進を図るため、速やかに「前払い方式」に移行すること。

②インターネット通販の拡大等、販売方法及び購買行動が多様化している実態を踏まえ、事業者の引取義務が十分に果たされる回収の仕組みを構築すること。

また、対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

③不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととすること。

また、町村が回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講じること。

(5)持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(6)プラスチック一括回収の導入による分別回収品目の追加や資源回収量等の増加に伴い、町村に過度な負担が生じることのないよう、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

(7)自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用等について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(8)国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(9)低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等、総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

4．漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

(1)海岸漂着物等対策を推進するための必要な事業費を確保し、地方の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

なお、漂着木造船等については、回収・処理に当たる自治体の実情を十分考慮し、迅速な対応ができるよう財政支援の早期確定等、弾力的な運用を図ること。

(2)海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。

(3)国外からの海岸漂着物等については、原因究明とその防止策、監視体制の強化等、外交上適切に対応すること。

5．「地域循環共生圏」の推進

(1)各地域で「地域循環共生圏」を推進するため、災害に強い地域づくり、地域資源を活用した分散型エネルギーシステムの構築、高齢化社会に適した交通・移動システムの導入、地域特性を活かしたビジネス創出や気候変動への適応等のために必要な財政支援を拡充すること。

(2)「地域循環共生圏」の推進のため、複数年間にわたる事業の確実な実施、高度な技術・知見を有する人材の確保並びに民間からの資金調達を促すためのＥＳＧ地域金融の普及促進を図ること。

(3)「脱炭素・循環・共生」のみならず、地域活性化や地域が直面する諸課題の克服にも資する施策を、地域のニーズを丁寧に汲み取り、町村をはじめ地域の様々な関係者と密接に連携しながら、関係省庁が一体となって実施すること。

6．特定外来生物の防除に対する支援

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の改正に伴い、町村が行う特定外来生物の防除等については、十分な財政支援等の地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

7．有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ）への対応に対する支援

近年、国の暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ）が検出される事例が全国で確認され、健康被害の懸念があることから、町村が行う水の安全性確保等の取組に対し財政的・技術的支援を行うこと。

8．地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、今後も国において万全の体制を講じることが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．医療提供体制の充実強化

(1)病院の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に対策を行うこと。

(2)医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

(3)地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

(4)中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

(5)看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備等を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

(6)医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引き揚げ等が、地域医療の崩壊を招かな

活　動

いよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

2．自治体病院等への支援

(1)不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置を講じること。

また、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障を来すことのないよう、十分配慮すること。

(2)医師標欠及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を充実させること。

(3)医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するに当たっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。

(4)外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。

3．救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急を始めとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

4．在宅医療等の推進

(1)市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、国として必要な支援を講じること。

(2)在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

5．がん検診の推進

がん検診の推進に当たっては、対象年齢を拡げるとともに、必要な財政措置を講じること。

6．感染症対策の充実強化等

(1)中山間地域・離島等医療資源が限られた町村において、医療提供体制を確保するため、地域ごとの医療体制等を踏まえ、医療従事者の派遣や病床確保等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。

(2)新型コロナウイルスのワクチン接種については、住民の自己負担額が過大となることで接種控えが生じないよう、引き続き接種費用の助成を継続すること。

(3)新たな感染症の危機に備えるため、国において万全の対策を講じること。

また、新たな感染症対策に係る経費等については、国の責任において全面的な支援を行うこと。

(4)おたふくかぜ、帯状疱疹等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

(5)第2期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、2種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可能とすること。

(6)症熱性血小板減少症候群（SFTS）等のダニ類を媒介とする感染症について、感染防止に関する必要な対策を推進すること。

(7)風しんに関する追加的対策については、町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、必要な対策を講じること。

9．少子化対策とこども・子育て政策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域等様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。

そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合に税財源の確保を行うこと。

また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

2．若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充や、市町村が地域の実情に応じて実施する取組に対する更なる財政支援等の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。

3．「こども未来戦略」について

(1)「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策の具体的な制度設計に当たっては、地域の実情に即した施策を実現するため、現場を担う市町村の意見を十分反映させること。

(2)「こども・子育て支援加速化プラン」に示された児童手当の拡充のような全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含め国の責任において確実に確保すること。

(3)「こども誰でも通園制度（仮称）」の実施に当たっては、モデル事業の実施状況を踏まえるとともに、人材確保に地域間格差が生じないよう、条件不利地域の処遇の在り方の見直しを行うなど、地域の実情に合わせて円滑に実

施できる制度設計とすること。
(4)こども・子育て政策の強化に向けては、地方と国が車の両輪となって取り組むことが重要であり、市町村が行うサービスの提供についても、地域の実情に応じた創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保及び充実を図ること。
(5)学校給食費の無償化については、給食実施状況の違いや法整備面も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討すること。
4．「こどもまんなか実行計画」に基づく具体的な施策を推進する際は、地域間格差が生じないよう、地域の実情等を踏まえ、実施主体となる市町村に対し人的支援、財政支援等必要な支援を行うこと。
5．こども医療費助成事業については、自治体の財政力によって格差が生じないよう全国統一的な制度として無料化を実施すること。
6．子ども・子育て支援新制度について
(1)町村が地域の実情に応じ、全てのこどもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」を拡充強化すること。
(2)地域における保育サービスを持続的に提供できるよう、保育士の養成や処遇改善の充実等、一層の人材確保に取り組むこと。
(3)放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和等、対策の充実・強化を図ること。
7．全てのこども・子育て世帯と妊産婦等に、市町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、伴走型相談支援や産後ケア事業等については、国において必要な財政支援等を行うとともに、適切な措置を講じること。
8．医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児の受入れ体制整備に係る補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。
　また、特別な配慮を要するこどもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。
9．児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、市町村の体制整備に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
10．困難を抱えるこども・子育て世帯の支援について
　生まれ育った家庭状況に関わらず、こどもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが重要な課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。
　また、経済的基盤の弱い子育て世帯が増加しているため、対象となる保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。
11．不妊治療について、こどもを望む夫婦の希望が叶えられるよう保険適用範囲の拡充等を図るとともに、独自の支援を行う地方自治体への財政支援を行うこと。

10．障害者保健福祉施策の推進

　障害者及び障害児が希望する生活を営み、地域や職場、学校において生きがいや役割を持って、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。
　よって、国は次の事項を実現すること。
1．地域生活支援事業等については、全ての利用希望者にサービスが行渡るようにするとともに、地域住民の障害福祉を担う町村に過度な財政負担とならないよう国の責任において必要な予算総額を確保すること。
2．重度心身障害者への医療費助成については、国による財政措置を講じること。
3．障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入及び育成等を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。
　また、サービス内容に即した報酬単価の見直しや十分な財政支援を講じること。
4．障害者が地域社会で安心して暮らせるよう町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援及び人材の育成・確保に対する支援を充実させること。
5．「障害者の雇用の促進等に関する法律」について、地域が円滑に障害者雇用を進めるには、支援体制の構築が必要であるため、国は財政支援等の適切な支援措置を講じること。
6．障害者総合支援法に基づき町村が実施する障害者相談支援等について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となっている現行の取扱いを見直すとともに、消費税の課税対象としない措置を講じること。

11．介護保険制度の円滑な実施

　我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要である。
　そのような中、町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。
　よって、国は次の事項を実現すること。
1．高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

活　動

2．介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任を持って財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

3．財政運営の充実

⑴現行の国庫負担割合（居宅給付費の25％、施設等給付費の20％）については確実に国が負担し、調整交付金は別枠とすること。

⑵介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金制度の運用に当たっては、次の点に留意すること。

①「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域や離島等に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。

特に、令和2年度から、第1号被保険者規模別（5区分）に交付金の配分を行う仕組みが導入されたが、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、区分の見直しを行うこと。

②保険者のある取組の実施状況が他の取組による得点を打ち消すことになるため、今後とも指標の配点においてマイナス点（減点）は設定しないこと。

③評価指標の設定に当たっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。

④保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。

⑶財政安定化基金に係る財源は国及び都道府県において負担すること。

4．医療療養病床から介護医療院への移行による、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

5．低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

6．地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。

7．「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

また、中山間地域や離島等においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。

8．介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費の上限設定については、町村が必要とする事業を円滑に実施できるよう、上限を超える場合に行う国との協議において、町村の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上限設定方法について適切な見直しを行うこと。

9．生活支援サービス等を担うＮＰＯやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

10．地域区分については、行政的に一体性を有する市町村域を超えたより広域的な範囲での設定を検討すること。

また、人材確保の観点から、中山間地域や離島等の地域区分については十分配慮すること。

11．介護保険制度の見直しに当たっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。

12．医療保険制度の安定運営の確保

医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、我が国の国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなくてはならない。

市町村が都道府県とともに、国民健康保険を将来にわたり持続的、安定的に運営していくことができるよう、国は次の事項を実現すること。

1．医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

2．国民健康保険の安定運営の確保

⑴今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3，400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

⑵「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しに当たっては、実施状況とそのインセンティブ効果について、十分な検証を行うこと。

また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続き行うこと。

⑶普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。

⑷都道府県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。

また、市町村事務処理標準システムへの移行の推進に当たっては、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。

⑸国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じ

ること。

⑹国民の健康確保・増進に向けた保健医療データの利活用を推進するに当たっては、保険者や国民に対し、丁寧な情報提供を行うとともに、運用に係る経費について、国の責任で全額措置すること。

⑺保険料軽減判定所得の算定方法等の見直しを行う場合は、市町村の理解が得られるよう丁寧な説明を行うとともに、標準システムの導入状況等も踏まえつつ、事務負担及び財政負担に十分配慮すること。

⑻こどもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること。

⑼重度心身障害者やひとり親家庭等への医療費助成に対する国民健康保険の減額調整措置については、全て廃止すること。

⑽オンライン資格確認等システムの機能追加等に当たっては、保険者・被保険者の理解が得られるよう、丁寧な情報提供を行うとともに、関係者間の費用負担の在り方について、保険者と十分協議すること。

⑾マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、健康保険証の廃止に伴い発生する追加的な事務に対して、財政措置を含めた必要な支援を講じること。

また、住民が混乱なく安心して保険医療を受けることができるよう、国の責任において国民及び医療機関等に対し丁寧な説明及び広報の周知徹底を図るとともに、守られるべき保険医療の機会が損なわれることのないよう、十分な対策を行うこと。

⑿国保における外国人被保険者の資格の適正化に向け、適切な措置を講じること。

⒀高額薬剤の保険適用や医療技術の進展による高額医療費の増加が保険料（税）の引上げにつながらないよう、必要な財政支援を講じること。

なお、高額医療費負担金の見直しの検討は、個々の市町村の国保財政への影響を丁寧に把握しながら慎重に行うこと。

⒁生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと。

13. 国民年金事務の一元化の実現

国民年金事務は、マイナンバー制度の導入以降も度重なる法令改正により複雑化しており、専門性とともに法令に基づく適正な対応が求められている。

よって、国は、国民年金事務の適正かつ円滑な運営を図るため、次の事項を実現すること。

1. 国民年金事務について、日本年金機構へ一元化を図ること。

また、一元化に当たっては、希望する市町村で日本年金機構の出先窓口を設置できるようにすること。

2. 市町村職員に対する研修体制の充実を図ること。

3. 市町村で新規事業が発生する場合や取扱いを大幅に変更するような法改正時には、全ての年金事務所で事前の事務説明会を開催し、速やかに詳細な情報提供を行うこと。

4. 日本年金機構の統一業務マニュアルについて、全市町村に確実に提供されるようにすること。

14. 地域共生社会の実現

住民に身近な存在である市町村は、これまでも誰ひとり取り残さない社会を構築するため、国、都道府県及び地域社会を支えるＮＰＯ、企業等多様な主体と連携し様々な社会課題に取り組んできたが、単身世帯や単身高齢世帯の増加や社会構造の変化等により、個人と社会及び他者との関わりが希薄化し、孤独・孤立や生活困窮に関する問題が一層深刻化・顕在化してきている。

こうした現下の状況に鑑み、従来の制度・分野の枠や、関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包括的な地域共生社会を実現する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した市町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は十分な予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

2. 「孤独・孤立対策の重点計画」で示された施策を確実に実施するとともに、市町村や民間支援団体等の意見を踏まえ、現場における取組を強力に支援すること。

3. 「孤独・孤立対策地域協議会」については、市町村が地域の実情に応じて柔軟に運用できるように配慮するとともに、新たな負担が生じることのないように十分配慮すること。

4. 市町村や民間支援団体等が実施する取組について、相談支援体制整備等の財政支援を充実すること。

また、ＳＮＳ等によるオンラインや電話、対面による相談の強化・拡充のため、相談員の確保や緊急時の実効ある体制整備に向けた支援を講じること。

5. 生活困窮者に対して国と地方が連携して実施する生活支援、就労支援等に取り組むために必要となる人材確保・育成等について支援を講じること。

6. こどもの貧困対策として、市町村等が実施する学習支援やこどもたちが安心して過ごせる居場所を確保する「児童育成支援拠点事業」等、地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の確保・拡充を図ること。

7. 年齢に見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、こどもの心身の健やかな育ちのためにも早期対応等が必要であり、相談体制の整備等を推進するとともに、市町村や民間支援団体等が行う支援に対する財政措置等の拡充を図ること。

活　動

8．民生委員・児童委員の職責及び業務量の増加に鑑み、委員活動費の増額や活動内容の周知・啓発を図るなど、地域における担い手確保に必要な措置を講じること。

9．町村が取り組む社会保障に関する諸施策を実施する際に支障が生じることのないよう、国は必要な財源を安定的に確保すること。

15．教育施策等の推進

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人一人の個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．義務教育の充実改善

(1)地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、地方が必要とする教職定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、こどもたち一人一人を丁寧に指導するため、教員の質の向上を図ること。

また、教職員配置や学校運営の在り方等、義務教育制度の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映すること。

(2)地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

(3)少人数学級を計画的に進めていくに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。

その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

(4)小規模校が多い離島・中山間地域等の学校においては、複式学級の解消も含めた教職員定数の改善を図ること。

(5)通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、算定基準を緩和するとともに安定的・計画的な配置が可能となるよう、着実に進めること。

その際、へき地や対象児童生徒の少ない障害種などに対応する加配定数の削減は行わないこと。

(6)小・中学校の普通学級に在籍する、ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥・多動性障害）など障害のある児童生徒に対する特別の指導（「通級による指導」）の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。

また、医療的ケアを要する児童生徒に対して地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、十分な財政的支援措置を講じるとともに、看護師等を安定的に確保するための制度を構築すること。

(7)小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ＡＬＴ等を積極的に活用できるよう、ＪＥＴプログラムや民間委託等について適切な措置を講じること。

(8)学校図書館図書整備等５か年計画に基づいて、学校司書の配置を促進するため、配置単価の引上げ等、十分な財政措置を講じること。

(9)食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しを行い、充実を図ること。

(10)児童生徒の健康管理、保健指導や心のケアの面で重要な役割を担う養護教諭を公立全小・中学校に配置できるよう、配置基準の見直しを行うこと。

(11)不登校児童生徒が増加していることを踏まえ、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（ＣＯＣＯＬＯプラン）に示された関連事業を着実に推進し、児童生徒の不登校対策を充実強化すること。

また、教育支援センター（適応指導教室）運営について、必要な人材を確保するとともに、維持管理等に係る財政支援策を講じること。

2．ＧＩＧＡスクール構想の推進

(1)ＩＣＴを効果的に活用した教育が推進できるよう、ＩＣＴ環境整備の費用に係る財政措置を継続・拡充すること。

(2)ＧＩＧＡスクール構想で整備された一人一台端末等の更新に係る費用については、財政支援の方針等を早期に示すとともに、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(3)ＩＣＴ機器の保守管理や通信費等のランニングコスト及び学習用ソフトウェア等の導入費用について、財政支援を講じること。

(4)ＩＣＴ支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を継続・拡充すること。

また、ＩＣＴ教育による学びの格差が生じることのないよう、ＧＩＧＡスクール運営支援センター整備事業については、着実に実施すること。

(5)ＧＩＧＡスクール構想の推進に当たり、地域間・学校間の格差が生じることのないよう、教師の指導力向上の支援や効果的な実践例の全国展開等を推進する「ＧＩＧＡスクール構想の加速化事業」を着実に実施すること。

(6)デジタル教科書導入については、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差等生じることのないよう、導入の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映するとともに、無償給付の対象にすること。

また、早期に導入する町村については、財政負担が生じることがないよう、国の責任において財政措置を講じること。

(7)「授業目的公衆送信補償金制度」については、町村に財政負担が生じないよう、継続的な財政措置を講じること。

3．公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

4．老朽化した公立社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対して国の財政措置を拡充すること。

5．文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等総合活用整備事業の拡充や、本発掘調査をはじめとする埋蔵文化財発掘調査等に対する補助制度の充実、専門人材育成・確保への支援など、文化財保護に対する適切な措置を講じること。

6．児童生徒の登下校時の安全を確保するため、スクールバス導入に係る財政支援の拡充を図ること。

7．通常の貸切バスとスクールバスでは使用形態が大きく異なることから、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」が定める時間制運賃の算出方法について、スクールバスに適した見直しを行うこと。

8．へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費については6年目以降も継続して交付すること。

また、離島高校生修学支援費と同様に、中山間地域等の高校通学が困難な全ての地域における生徒の通学費、住居費について支援すること。

9．教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。

10．質の高い教師の確保のための環境整備について

(1)質の高い教師の確保のための環境整備の検討に当たっては、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。

なお、長時間労働の解消をはじめとした教師の働き方改革については、地方の教師不足による教育の質の低下につながることのないよう慎重に取り組むこと。

(2)教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置を促進するとともに、校務支援システム等に係る十分な財政支援を講じること。

(3)質の高い人材を教師として確保するため、教師の処遇改善を図るとともに、見直しに当たっては、必要な財源のあり方を適切に検討した上で、所要の財政措置を講じること。

11．学校部活動について

(1)中学校における部活動については、専門性や資質を有する教員を含め指導者の人材確保や部活動に必要な施設整備が図られるよう、財政支援措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

(2)専門性や資質を有する指導者の人材確保や受け皿となるスポーツ・文化芸術組織及び施設の整備が図られるよう、必要な財政措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

(3)地域のスポーツ団体等に生徒が参加する際は、会費や保険など新たに生じる保護者等の費用負担が課題になることから、国の責任において必要な財政措置を講じること。

(4)休日の部活動指導手当については、部活動の指導に携わる教員の熱意に応えるため、大幅に増額するなど算定基準の見直しを行うこと。

(5)学校部活動の在り方等の検討については、指導者確保が困難など各地域の事情や課題等について、実証事業を通じて十分な検証を行うとともに、現場の意見等を十分踏まえ、どの地域においても部活動が円滑に実施できるよう生徒の立場に立った制度設計を行うこと。

16．農業・農村対策の推進

食料・農業・農村基本計画に基づき、地域がそれぞれの特徴を活かした政策を実施し、農業・農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項を実現すること。

1．農業・農村政策の一体的な推進

(1)新たな食料・農業・農村基本法に基づく、次期基本計画の見直しに当たっては、「産業政策」と「地域政策」が「車の両輪」であることを堅持するとともに、「地域政策の総合化」を着実に推進すること。

(2)国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について大きな方向性に関する協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けること。

(3)新規事業や制度改正の際には、早期の情報提供、事前協議をするとともに、農業者や自治体への周知期間を十分に設定すること。

また、農林水産省共有申請サービス（ｅＭＡＦＦ）を活用した事業の申請等については、農業者や自治体への説明・周知を徹底するとともに、負担軽減を更に進めること。

(4)各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設するとともに、地域の取組を状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。

2．食料安全保障の確立

(1)食料の安定供給の確保

食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

また、食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して

活　動

供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。

⑵食の安全・安心確保と国産農産物の適正な価格形成に向けた消費者の理解醸成に対する取組の強化

消費者の食に対する関心が高まっていることから、国産農産物の適正な価格形成について国民理解を深めるために、生産者と消費者の信頼関係の構築に向けた取組の拡充等、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進し、国民的コンセンサスを形成すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。

⑶国産農産物の消費拡大と食育の推進

国産農産物の消費拡大及び食育の推進に当たっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数の引上げや農林水産業と教育機関の連携強化等、効果的な方策を講じること。

3．農業の持続的な発展

⑴生産コストの低減と農家の所得向上

農業経営の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃油や資材価格、飼料・肥料の急激な高騰により、農業者の収益が低下していることから、補填対策等の拡充を行うこと。

また、省力・省エネ機械の開発普及を推進するとともに、農地利用効率化等支援交付金等、農家が機械・施設を導入する際の支援を拡充し、生産コストの低減、収益力の向上を図ること。

さらに、農家の所得向上のための有効な対策を講じること。

⑵地域農業の担い手の育成・確保

地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な就農・経営形態や地域の実態に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

⑶米政策の推進について

①米政策の推進に当たっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うこと。

また、経営所得安定対策を継続して推進していくためにも、地域農業再生協議会への財政支援の拡充を行うこと。

②水田活用の直接支払交付金については、生産現場の課題等を把握し十分に検証した上で、就農意欲低下や耕作放棄地の増加につながることがないよう、実態に即した運用を図り、所要額を確保するとともに、情報の周知と丁寧な説明を徹底すること。

また、畑地化促進助成については、畑地化転換後においても、安定的な経営ができるよう、支援を拡充すること。

③経営安定に向け、米価下落対策の充実を図るとともに、収入保険制度については、一人でも多くの農業者が加入し、制度を有効活用できるよう、適切な措置を講じること。

⑷農業経営基盤の強化について

①地域計画の策定については、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要であるため、中長期的な視点に立った支援措置を講じること。

②農地の集積、集約を担う農地中間管理機構の町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構集積協力金については、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。

③農地利用最適化推進委員の設置については、農業委員会が機動的に活動を行えるよう、地域の実情に応じ、市町村長の判断を尊重した運用ができるよう、要件の見直しを検討すること。

⑸農業農村整備の充実・強化

①農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還に係る農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。

また、食料安全保障の観点からも、農業用インフラの整備は重要であるため、農業用水利施設等の整備・改修や維持管理に係る経費について財政的支援を拡充するとともに、里道、水路等についても、地方公共団体が継続して維持管理できるよう、対策を検討すること。

②近年頻発する自然災害による農業被害に対しては、復旧・復興への万全な支援を講じるとともに、同一箇所での再発にも耐え得るような、災害に強い農業基盤の整備を図ること。

③農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。

また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき実施する事業については、財政措置の拡充を図ること。

④所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池の施設管理権を取得した町村が適切にため池の操作、維持、修繕その他の管理が行えるよう、必要となる経費や専門的人材の確保等について十分な支援を行うこと。

⑤中山間地域における農業の発展・農村の振興に向け、小規模な面積でも排水不良田の改良を行うことができるよう、農業農村整備関係事業の面積や作物等の要件を緩和すること。

⑹農林漁業用Ａ重油・軽油に係る税制特例措置を恒久化すること。

⑺畜産・酪農対策の推進

①畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。

また、畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。

②関係機関が一丸となり、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳

乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、生乳買取価格の安定化を図ること。

③我が国のチーズに対する需要が高まりを見せる中、国産チーズのシェアは１割強と低迷していることから、原料乳価格への補填による低コスト化により、国産チーズの競争力を高め、国産のシェア拡大を図ること。

④配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

また、自家配合飼料に加え粗飼料についても、価格安定を図るとともに補填対策の制度化を実現すること。

⑤高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱については、関係省庁による緊密な連携・協力の下、国の責任において感染経路や発生原因の究明等、総合的な感染防止対策の強化及び財政措置の拡充を図るとともに、国が積極的に現場を支援する仕組みを構築すること。

また、海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を目指すとともに、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病についても、再発防止のための万全の対策を講じること。

あわせて、防疫作業に係る関連経費については、補助対象経費の拡充等、財政措置を充実すること。

⑻農業・農村の６次産業化の推進

地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの６次産業化を推進するための支援策を講じること。

⑼国内農産物の輸出促進

拡大する海外市場を視野に入れ、輸出の障壁となっている諸外国の検疫や残留農薬等の基準について調和を図るための協議を推進するとともに、国内においても、輸出先国の品目ごとの規制に対応した産地の育成及び、官民での組織づくりの強化を図ること。

⑽みどりの食料システム戦略の推進

①みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、取組や環境づくりを支援すること。

また、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、品種開発の加速化、環境負荷低減等みどりの食料システム戦略実現に資する研究開発などを推進すること。

②スマート農業の推進については、新たな「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づき、低廉な機器の開発及び普及促進を図り、中山間地農業を担う小規模農家や高齢者農家等、多様な形態の農業者がそれぞれの状況に応じて活用できるよう、既存の措置に加え財源対策の拡充を図ること。

③有機農業の推進に当たり、新たにチャレンジする就農者に対し、機械・施設設備経費の支援及び、営農指導等、人的経費についての支援も拡充するとともに、市場拡大や販路開拓等も併せて検討すること。

④有機ＪＡＳの取得において、申請に係る様式の統一化及び手続きの簡略化を図ること。

また、認証機関と認証事業者（生産者等）間の手続きについて、農林水産省共有申請サービス（ｅＭＡＦＦ）で申請できるようシステムの充実を図ること。

４．国際農業交渉に関する適切な対応

⑴ＣＰＴＰＰ協定、日ＥＵ・ＥＰＡ及び日米貿易協定等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

⑵ＷＴＯ農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保等を内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、今後のＥＰＡ・ＦＴＡ交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。

５．農村の振興について

⑴農業の生産条件や生活環境の整備

人口減少下にあっても、地域社会が維持できるよう、農業の生産条件の整備や生活環境の整備等を拡充すること。

また、農業生産基盤の確保等を図るため、多様な担い手の確保・育成及び多様な農業者に対する支援を強化すること。

⑵山村振興法の延長

令和６年度末に期限を迎える「山村振興法」については、引き続き、山村地域の振興・発展を図るため延長すること。

⑶多様な地域資源の積極的活用

農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る農山漁村発イノベーション等の施策を充実させること。

⑷農村型地域運営組織の育成

農山村における集落機能の維持及び活性化のため、農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の育成及び地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援の拡充を行うこと。

⑸農山漁村と都市との共生・対流の推進とコミュニティの再生

①農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

なお、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に制定すること。

②移住や定住のみならず農山漁村地域

活　動

に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

また、女性や若者等が活躍できる農村環境の整備を支援するとともに、障がい者の社会参画を実現する「農福連携」を推進すること。

③インバウンド需要を農山漁村に呼び込み、所得の向上、雇用の増大及び地域の活性化を図るため、「農泊」の取組への支援を継続・拡充すること。

また、関係者相互の情報共有やネットワークづくりに対する支援を講じること。

⑹中山間地域等の振興について

①日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

②多面的機能支払交付金における資源向上支払交付金は、農村環境の保全とともに地域が行う災害復旧活動の原資となるため、必要な財源を確保すること。

③中山間地域等直接支払制度の次期対策においては、地域の暮らしを守るため、廃止が増加している小規模協定等が機能できるような仕組みづくりや、非農業者等も参画し、共同活動が継続できる広域化の仕組みを検討するなど、現場に寄り添った制度にすること。

④中山間地域等直接支払制度については、水田から畑への用途変更後も、継続的に農業生産活動を維持するため、畑の交付単価を田と同程度まで引き上げるとともに、傾斜測定のあり方について必要な見直しを行うこと。

⑤令和６年度末に期限を迎える「棚田地域振興法」の延長を図ること。

また、同法に基づく棚田地域振興活動について、人材の育成・確保に係る支援策を講じるとともに、活動に必要な財政支援を拡充すること。

⑥中山間地域は、農業の発展やコミュニティの維持、多面的機能の発揮等、農村の振興において重要な役割を果たしていることから、中山間地農業ルネッサンス事業の継続・拡充を図ること。

⑺鳥獣被害対策の拡充

①鳥獣被害対策については、野生鳥獣による農作物等の被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

②緊急的な捕獲活動及び侵入防止柵の整備等対策の拡充を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の拡充等必要な財源を確保すること。

また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、持続的に捕獲活動を行うため、幼獣における捕獲活動経費の上限単価を、成獣と同程度まで引き上げること。

③狩猟者の負担軽減を図るため、狩猟免許更新費用の支援など、担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

④「ジビエ」を農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

⑻再生可能エネルギーの導入促進等

①「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう財政支援措置を拡充すること。

②農業農村整備事業による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。

17. 林業・山村対策の推進

木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら２０５０年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られるよう、次の事項を実現すること。

1．地域の実態に即した「森林・林業基本計画」の着実な推進

基本計画の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用、②「新しい林業」に向けた取組の展開、③新たな山村価値の創造、④木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

2．国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大

⑴ＣＬＴ等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業循環成長対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。

⑵国産木材の利活用が推進されるよう、実態を踏まえた林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の補助要件の緩和や木造建築における減価償却資産の法定耐用年数の延長等を行うとともに、都市部における木材利用等、一層の需要喚起と拡大を図ること。

⑶脱炭素社会の実現や地域経済の活性化に貢献する中高層建築物等一般建築物の木造化を推進し、建築用木材の安定供給に資する技術の普及、開発及び人材の育成を図ること。

⑷木造の公共建築物の建築にあたっては、製材工場の偏在等にともない、北海道など遠隔地においては、輸送等のコスト面等から、建築単価が割高となっている。

このため、公共建築工事標準単価積算基準を見直す等、全国あまねく公共建築物の木造化が推進されるよう万全の措置を講じること。

3．森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

(1)間伐や路網整備、再造林等による森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧・予防等、総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。

近年頻発する山地災害には復旧・復興を含めた万全の対策を講じること。

(2)花粉症対策については、「花粉症対策の全体像」に基づき、発生源対策、飛散対策及び発症・曝露対策について、集中的かつ継続的な取組を推進すること。

また、山崩れ等の山地災害が起きないようスギの伐採・植替えを進めること。

(3)森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう研修制度など、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。

(4)林道の整備については、特に橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。

(5)林業経営の効率化・安定化を図るスマート林業については、低廉な機器の開発・普及、ＩＣＴの活用を推進し、一層活用しやすい環境を整備すること。

(6)里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。

(7)深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害対策については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じるとともに、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

(8)外国資本等による森林買収について、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。

(9)自らの町村域に存する保安林において町村が計画する公益的な事業については、保安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効率化を図ること。

4．担い手の育成と経営改善

(1)人口減少や高齢化等に伴う担い手不足や新規就業者の定着率の低下を踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講ずること。

(2)「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、林業就業者に対する支援措置を強化すること。

また、森林施業プランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

(3)新たに林業・木材産業が追加された特定技能制度については、人材確保につながるよう、円滑な運用に努めること。

(4)林業労働安全対策の充実を図ること。

(5)公益性の高い森林の公有林化に当たり、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

また、譲渡所得税の減免措置を講じること。

5．山村地域の振興

(1)令和７年３月末で期限を迎える山村振興法については、近年の山村地域における変化等をふまえ、内容を拡充し、延長を図ること。

(2)未利用木材など地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、地域内経済循環を構築し、山村地域の雇用の創出と所得の向上を図る施策を講じること。

(3)森林空間を活用し、健康、観光等の多様な分野で、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進するための財政支援を拡充すること。

(4)森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村への移住や定住・関係人口の創出を通じた活性化のための活動に対する財政支援措置を拡充すること。

(5)平地に比べ整備が遅れている道路、上下水道（合併処理浄化槽）、情報通信施設、教育施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実を図り、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。

6．森林環境譲与税について

森林環境譲与税については、山村地域の森林整備がより一層進展するよう、配分のあり方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じた理解の醸成を積極的に行うこと。

7．国際交渉に関する適切な対応

ＣＰＴＰＰ協定、日ＥＵ・ＥＰＡ及び日米貿易協定等に関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、合板・ＳＰＦ製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

8．森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実

(1)「森林・山村対策」「国土保全対策」並びに「森林吸収源対策等の推進」に係る地方財政措置の拡充を図ること。

また、市町村が林業資材・苗木等の運搬用としてドローンを購入した場合やドローンの資格取得に係る費用について、財政支援を講ずること。

(2)町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」（国有林野面積を含む）や「林道延長」を測定単位とする「森林・林業行政費」を新設すること。

18．水産業・漁村対策の充実

我が国の水産業は、燃油高騰、漁業資源や海洋環境の変化、高船齢化、担い手の高齢化等厳しい環境にあることから、「水産日本の復活」に向け、次の事項を実現すること。

1．ＡＬＰＳ処理水海洋放出における対応

活　動

ＡＬＰＳ処理水海洋放出については、風評影響を受ける事業者への支援や国内外における理解の醸成、国内消費拡大への取組、輸入規制強化により影響を受けた漁業者・水産関係者への事業継続支援を引き続き行うこと。

また、中国等による輸入規制強化措置の即時撤廃に向けた交渉を継続すること。

2．水産基本計画及び水産政策の改革の着実な実施

新たに策定された「水産基本計画」及び「水産政策の改革」に基づき、水産資源の適切な管理、水産業の成長産業化、漁村の活性化や漁業者の所得向上に向けた取組を着実に実施すること。

3．漁業経営安定対策の強化と人材の育成・確保

(1)漁業経営安定対策に必要な財源を確保するとともに、恒久的な制度とすること。

また、昨今の原油価格等の高騰を踏まえ、漁業用燃油・餌料価格に関する対策の拡充・強化を図ること。

あわせて、ロシア産水産物の調達困難により大きな影響を受けている水産加工業者等に対する支援を継続すること。

(2)漁業共済制度については、漁業者にとって有利かつ、より加入しやすい制度となるよう見直しを図ること。

(3)漁業者が代船建造等の設備投資や、漁船等のリースを円滑に行えるよう、漁業構造改革総合対策事業や、水産業成長産業化沿岸地域創出事業による支援を強化すること。

また、「沿岸漁業改善資金」の償還期限の延長を図ること。

(4)労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、漁業の担い手の育成・確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。

(5)漁業経営の効率化・安定化を図るとともに、国際競争力の強化のため、ＩＣＴ、ロボット、ＡＩ等の新技術やビッグデータを活用したスマート水産業については、一層の活用に向けた研究・開発を強力に支援すること。

(6)漁業収益の減少等により遊漁船業との兼業が進み、漁協組合員が減少していることから正組合員資格の下限日数の見直しを行うこと。

(7)「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の更なる推進を図るとともに、プランに基づく漁業経営の安定、漁業所得の向上に向けた事業者の取組を強力に支援すること。

4．活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1)新たに策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、大規模自然災害に備えた対応力強化や水産業の競争力強化等を推進するとともに、水産基本計画と連携し、漁港・漁場・漁村の整備を着実に実施すること。

(2)海や漁村の地域資源や漁港の活用による「海業」を積極的に推進し、持続的な発展を図ること。

(3)防災・減災の観点に立った海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

また、小規模な漁港についても対象となるよう支援を拡充すること。

あわせて、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加すること。

(4)自然災害が頻発する中、漁業者や加工業者が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画の策定や事業者間の情報共有体制の整備に係る支援を強力に推進するとともに、災害復旧に関する支援を拡充・強化し、生産基盤の復旧・復興を着実に実施すること。

(5)漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いことから、漁村地域に対する地方財政措置を充実すること。

5．水産物の加工・流通・消費対策

(1)ＨＡＣＣＰやトレーサビリティシステムの導入に対する支援を拡充するとともに、輸出の拡大に注力すること。

(2)水産物を用いた特産品開発や個別産地のブランド化等、水産業の６次産業化に対する支援を拡充するとともに、多様な消費者ニーズに応じた国産水産物の流通及び輸出促進のための環境整備を図ること。

(3)海洋生態系の放射性物質挙動調査を積極的に推進するとともに風評被害対策を徹底し、被災地の水産業の早期復興を行うこと。

また、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を引き続き推進すること。

(4)学校給食等における魚食の拡充や情報発信により、国産魚食の普及を更に推進すること。

6．資源管理による持続可能な漁業・養殖業の確立

(1)養殖業成長産業化総合戦略における各種目標の達成に向けて、養殖技術や疾病対策に関する研究・開発を進め、生産性の向上を図るとともに、新たな需要創出・市場獲得に取り組み、国際競争力の強化と持続可能な養殖業を実現すること。

(2)内水面漁業・養殖業の振興を図るため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立等に努めるとともに、放流したさけ・ますの回帰率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

(3)シラスウナギの漁獲量の増減に関する原因を究明するとともに、トレーサビリティ手法の確立やウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業を強力に推進すること。

また、シラスウナギの密漁対策の徹底を引き続き図ること。

(4)漁獲証明制度の運用については、事業者の負担とならないよう最大限配慮するとともに、対象となる魚種や製品の指定に際し、国際情勢や水産業者等の意見を踏まえて議論し、十分な説明を行うこと。

(5)密漁監視体制の整備や各取締機関の

連携による取締りの強化等、地域が取り組む監視活動に対し支援策を拡充すること。

(6)外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立を図ること。

(7)海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発及び漁業者・水産加工事業者の魚種転換の取組に対する支援策を講じること。

7．貿易ルールの確立と海外漁場の確保

(1)ＣＰＴＰＰ協定、日ＥＵ・ＥＰＡ等に関しては、速やかな情報提供を行うとともに、影響を受ける水産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性向上と競争力強化に向けた支援を着実に実施すること。

(2)水産物に関する国際交渉等においては、水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引下げや、輸入割当制度（ＩＱ制度）等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

(3)資源管理の重要性が高まるマグロ類については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(4)カツオの資源管理については、資源の回復による持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図ること。

(5)商業捕鯨については、資源管理・調査に係る技術開発を推進するとともに、鯨類の持続的利用を支援する国との連携、国際社会に対する働きかけを強化すること。

8．漁場環境の整備

(1)水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や磯焼け対策、海水中の栄養塩減少対策等への支援策を充実強化すること。

(2)漁業系廃棄物の処理及び再生に向けた取組を推進すること。特に、漁港等に放置されているＦＲＰ漁船等については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。

(3)クラゲやザラボヤ、トド、エイ等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮による被害の防止・軽減対策を行い、被害を受けた養殖業者の経営再開を支援する措置を講じるとともに、赤潮等でへい死した魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。

19．道路、河川、生活環境等の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源確保等

(1)社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。

(2)社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一部を財源とする個別補助制度については、交付金とは別枠で財源を確保するとともに、町村が社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を活用して実施する事業に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

2．道路の整備促進

(1)長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

(2)災害時の代替ルート確保や住民の利便性の向上、地方創生等の推進のため、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や、一般国道及び都道府県道の整備並びにこれらとの連携強化を図るための市町村道の整備を促進することにより、道路ネットワークの機能強化を図ること。

(3)地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要額を確保すること。

(4)防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ、橋梁、トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財政措置を充実強化すること。

3．河川等の整備促進

(1)治水は防災・減災の観点において国の重要施策である。町村が堤防強化対策等の事前防災対策をはじめとする流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。

また、国が管理する河川改修等の事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。

(2)整備が立ち後れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

4．水道施設の整備促進

(1)耐震性及び安全性強化のため、水道施設の整備を促進すること。

また、給水人口の減少に伴うダウンサイジング等の再構築事業や老朽化施設の更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。

(2)簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を逼迫させているため、補助率の引上げを含め補助制度を拡充すること。

(3)水道スマートメーターの導入を推進するとともに、導入にかかる経費について財政支援を充実強化すること。

5．汚水処理施設の整備促進

(1)整備が立ち後れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。

また、下水道施設の老朽化に伴う改築について、国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。

活　動

(2)農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講じるとともに、公共下水道や集落排水施設への接続にかかる費用についても助成措置を充実強化すること。

6．上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

(1)上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

(2)高料金水道に対する財政措置を充実強化すること。

(3)高料金対策及び高資本費対策に係る地方交付税措置について、令和６年度決算に基づく算定から公営企業会計の適用を要件とする予定とされているが、事業規模や地域の実情に配慮し、弾力的な運用を検討すること。

(4)経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業の公債費負担を軽減し将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債（補償金免除繰上償還）制度を復活すること。

20．地域商工業振興対策等の推進

農山漁村地域における地域商工業は、国内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や円安等に伴う物価高騰、後継者対策や賃上げ、インボイス制度、物流問題等への対応が求められ、極めて厳しい状況にある。地域商工業が今後も雇用を守りつつ事業を承継し、持続的に発展できるよう、次の事項を実現すること。

1．地域商工業対策の拡充

(1)地域経済の回復・再生に向け、総合経済対策を着実に実施するとともに、これまでの地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業等を継続し、その拡充を図ること。

また、中小企業における賃上げを推進するため、国において有効な対策を講じること。

(2)小規模企業振興基本計画を踏まえ、事業者と地域がともに持続的な発展を遂げることができるよう、地域商工業の活性化や災害への対応力強化、担い手の確保・育成等、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態を踏まえた取組に対する支援を着実に実施すること。

(3)事業承継・引継ぎの促進と円滑化のため、事業承継税制や補助金等による支援をはじめ、事業承継・引継ぎ支援センターによるニーズの掘り起こしやマッチング等幅広い支援を継続すること。

また、コロナ禍で中小企業向けに実施された「ゼロゼロ融資」の返済対策や、経営改善や事業の再構築に向けた支援を強化すること。

(4)中小企業等の持続的な経営に向け、ＩｏＴ技術の導入、設備投資、販路開拓等による生産性向上に向けた取組や、消費者ニーズ・社会情勢に対応した新分野展開や業態転換、海外展開等への支援を一層強化すること。

(5)適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、免税事業者が不利益を被らないよう、特例措置の継続等、適切な措置を講じること。

(6)中小企業等の資金需要への機動的な対応を図るため、信用保証や融資制度等による支援を拡充・強化すること。あわせて、申請時の手続きの簡素化を図ること。

また、近年の情勢により債務が増大している中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援や返済猶予、債務減免等を含めた強力な支援策を講じること。

(7)農商工連携を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめの細かい支援策を拡充すること。

(8)商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行等、地域商業の活性化の取組が一層推進されるよう、デジタル田園都市国家構想交付金等、必要な税財政措置の拡充を図ること。

(9)自然災害が頻発する中、中小企業等が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画の策定等に対する支援を強力に推進すること。

2．企業立地の推進と地域産業の育成

(1)企業の地方等への投資拡大を図るため、開発規制の見直しによる土地利用調整の円滑化や、交通インフラの整備等を推進すること。

(2)地域の事業者が潜在能力を活かし地域経済に寄与できるよう、産学官金連携や産業集積、地域イノベーションの創出に対する支援を充実させること。

また、地域資源のブランド化や起業者への支援を拡充すること。

3．消費者行政の推進

(1)高齢者や障害者等の消費者被害が深刻化しているため、町村が行う消費者の安全・安心の確保に向けた取組に対する財政措置として地方消費者行政強化交付金の所要額を確保すること。

また、相談者の利便性向上のため、積極的にデジタル化を行うなど、消費者行政の体制整備を一層推進すること。

(2)放射能関連の風評被害対策については、放射性物質に関する情報発信や、被災地の農林水産物の魅力等の広報活動に積極的に取り組むこと。

(3)食品ロスを適切かつ効果的に削減するため、国民への啓発活動を推進すること。

また、市町村食品ロス削減推進計画の策定に向けて、適切な情報提供等を行い、計画を策定するための支援を行うこと。

4．公益通報体制の整備について

企業や地方公共団体・国民に対し、指針やガイドラインを踏まえた通報

制度の内容等の周知徹底を図るとともに、公益通報の対応等について相談・助言等を行う体制の充実強化を図ること。

21. 観光施策の推進

地域への経済波及効果の高い観光産業の立て直しに向けて、旅行者の受入環境整備や地方への誘客の強化は急務である。観光業の回復期に当たり、それぞれの地域が豊かな自然・文化・歴史等、特色ある観光資源を活かし、国と地方は一体的な連携をもって、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組む必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 旅行者の受入環境の整備等

(1)訪日外国人旅行者の快適な旅行を実現し、災害時においても必要な情報伝達が可能となるよう、多言語による情報提供機能の強化、公衆無線ＬＡＮの整備、キャッシュレス決済の普及、トイレ環境の整備等の取組を引き続き支援すること。

(2)駅等主要交通拠点から観光地への交通アクセスの整備や現地での移動手段の確保等、訪日外国人を含む旅行者の移動の利便性向上のための支援を講じること。

(3)オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用等の受入環境整備の取組を支援し、持続可能な観光を促進すること。

(4)地域独自の知恵・技の伝承や地域の魅力増進・情報発信に貢献する人材、地域に密着したガイドや語り部等の人材養成やその活動を応援する仕組みの構築を検討するなど、地域の観光産業の活性化のため、多種多様な観光人材の確保・育成をより一層推進すること。

(5)町村が行う誘客キャンペーンや物産品イベント等に対し、積極的に財政支援を行うこと。

(6)過疎・離島等の条件不利地域において、災害時に情報格差が生じることのないよう、公衆無線ＬＡＮの整備・維持管理の経費に対し、必要な財政上の措置を講じること。

2. 観光振興施策の推進・支援

(1)農山漁村の景観や生活文化等、地域に潜在する観光資源を発掘し、農山漁村の価値の再発見や向上を図るための諸施策を一層推進すること。

(2)地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。

(3)テレワークを活用したワーケーションやマイクロツーリズム等、新しい旅のスタイルの普及・定着を国においても一層推進すること。

(4)地域特性を活かした観光施設の再生や、地域文化財の保存及び観光事業への活用により伝統文化の維持・継承を図るための施策に対し、支援を強化すること。

(5)公共交通機関との連携に向けた取組を支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。

(6)国立公園等の滞在型・高付加価値観光の推進や、ジオパーク・エコパーク等を活用した地域活性化に関連する取組に対し、積極的な支援を行うこと。

(7)休暇の連続取得や取得時期の分散を国を挙げて促進すること。

(8)観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整し、地方団体に情報提供すること。

(9)普通交付税の算定に当たっては、観光地所在町村の財政需要を反映した単位費用や補正係数の引上げを図ること。

特に、消防費、下水道費、清掃費等の補正要素として、観光入込客数を考慮したものを用いるなど、充実強化を図ること。

(10)観光入込客統計の共通基準については、町村が各地域の実態を的確に把握・比較し戦略的な観光政策を行えるよう、また、普通交付税の算定に使用できるよう、都道府県単位のみならず市町村単位での基準を整備すること。

(11)国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

3. 大規模震災等からの復旧・復興の促進

(1)災害によって損傷した観光資源の修復に対し十分な支援を行うとともに、復興ツーリズムの推進や教育旅行の促進等、観光振興による被災地の活性化、復興支援を精力的に進めること。

(2)原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。

(3)令和６年能登半島地震により、観光需要が落ち込んでいる地域を支援するため、観光需要喚起策を強力に促進すること。

22. 町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 大規模災害対策等の推進

(1)防災行政無線のデジタル化を始めとする消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。

(2)緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防防災施設整備費補助金の充実強

活　動

化を図ること。
⑶林野火災に対する総合的対策を推進すること。
2．消防の広域化に伴い必要となる経費に対し所要の財政措置を講じるとともに、消防の連携・協力に関する多様な取組に対しても財政措置の充実を図ること。
3．地域防災力を一層強化するため、消防団及び自主防災組織等の装備の充実等活動環境の整備に係る支援を拡充すること。
4．消防団の安定的な運営を図るため、消防団員の報酬等に係る財政措置を充実強化すること。
5．消防用船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免除の特例措置を恒久化すること。

23．暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの充実強化

住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪等のあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等を図ることは緊急の課題である。
よって、国は次の事項を実現すること。
1．総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。
2．行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。
3．誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心のまちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

24．参議院議員選挙における合区の解消等

1．参議院議員選挙における合区の早期解消について
日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、三度の合区による選挙が実施された。
これらの選挙において、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害は明らかである。
これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。
よって、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現すること。
2．公職選挙制度の改善等について
⑴区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善を図ること。
⑵選挙当日の投票時間については、地域の実情に応じ、市町村選挙管理委員会の判断で弾力的に運用できるようにすること。
⑶期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず、短縮できるようにすること。
また、宣誓書については、投票所における職員配置等の事務負担を軽減するため廃止すること。
⑷選挙期間の長い選挙については、事務負担軽減等を図るため、期日前投票期間の短縮等を検討すること。
⑸期日前投票期間における早期の選挙公報を実現するため、インターネット活用等も含め必要な制度改正等を検討すること。

25．エネルギー対策の推進

エネルギーを取り巻く環境が厳しい中、エネルギーの安定的な確保は、国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠な要素である。
また、2050年カーボンニュートラル・2030年の温室効果ガス46％削減の実現に向けた取組を官民が行えるよう、万全を期すとともに、第6次エネルギー基本計画や地域脱炭素ロードマップを踏まえ、次の事項を実現すること。
1．安定的なエネルギー需給構造の確立
省エネルギーの推進、脱化石燃料、再生可能エネルギーや水素の導入拡大、メタンハイドレート等の国内資源開発の推進等により、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。
2．電気・ガス価格激変緩和対策について
電気料金等の光熱費については、国際情勢の変化等により今後の見通しが不透明な状況にあることから、電気料金等の高騰を抑え、国民や企業、自治体の負担軽減につながるよう、激変緩和対策など、適切な支援策を講じること。
3．第7次エネルギー基本計画の策定について
新たなエネルギー基本計画の策定にあたっては、再生可能エネルギーの導入割合の拡充と達成に向け、地域に賦存する自然エネルギーの利活用について位置付けること。
4．再生可能エネルギーの導入・促進等
⑴地産地消型のエネルギーシステム構築や、水素利活用をはじめとする脱炭素技術の導入支援等により、地域活性化を促進するとともに、災害時におけるエネルギー供給の確保のため、地域による小規模な取組も含めた積極的な導入支援や、十分な財政支援措置を講じること。
⑵太陽光発電、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の立地について、地元自治体との協議や、地域住民への説明プロセスを認定手続きに位置付ける等、不適切事例の発生防止を徹底すること。
また、地域における環境保全・防災

の観点から、保安規程の届け出など、地域の実情に配慮した事業の実施を徹底させること。

⑶太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の事業終了後の設備撤去・処分について、事業計画策定ガイドライン等に基づき、地元の負担とならないよう、関係省庁が連携し事業者に適切な処理を徹底させるとともに、解体等積立金制度の円滑な実施に向け、万全の措置を講じること。

⑷再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、配電系統に係るノンファーム型接続の適用を早期に実現するとともに、配電系統の設備増強について財政支援を講じること。

⑸森林資源を活用した木質バイオマス発電事業については、発電に要する諸経費の高騰により、経営が厳しくなっていることから、支援策を講じること。

⑹地域主導による小水力発電の導入促進について

開発ポテンシャルの高い、地域主導による小水力発電の導入促進に向け、ポテンシャルの再調査や、計画から運転開始までの支援体制の構築、設備機器類の標準化・汎用化、水利権等、規制のあり方の抜本的な見直しを行う等、国主導による総合的な対策を講じること。

5．電源三法交付金制度の周知・充実について

⑴水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成22年度水準以上に引き上げること。

⑵電源三法交付金制度については、電力安定供給に資するための施策であることを国民に周知し、その充実を図ること。

⑶交付金の対象施設については、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、その対象地域を拡大すること。

26．過疎対策等の推進

税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされているが、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全・安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化している。

こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎地域は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

よって、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

1．暮らしと産業を支える施策の推進

⑴医療の確保、地域公共交通の確保、買い物弱者対策、子育て支援対策、教育環境の整備や生活道路、水道などの整備を推進し、住民が安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。

⑵情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、５Ｇ導入のための特定基地局、光ファイバ網、回線の高度化等、情報通信基盤の整備を促進すること。

⑶災害時の代替ルートの確保や過疎地域の活性化、都市との交流の促進等を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。

⑷農林水産業、地場産業、観光業等地域資源を活かした産業の振興を図るとともに、企業の進出、起業等に係る税制特例や金融措置を充実強化すること。

2．人材の育成確保と地域の活性化

地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。

3．規制の見直し・緩和

地域公共交通の維持、専門職の配置等、過疎地域特有の課題に円滑に対応するため、全国一律の規制等について、見直し・緩和を行うこと。

4．財政措置の充実・強化

過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、ハード分の対象事業を公共施設の除却等へ拡大するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げること。

また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。

5．辺地対策の充実・強化

辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとって、住民に身近な事業を実施するための貴重な財源となっていることから、地方債計画額及び対象事業を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うこと。

6．燃料供給体制の確保・維持

町村におけるガソリンスタンドは、

活　動

自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。

27. 豪雪地帯の振興

豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。
2. 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に基づき、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を確実に実施すること。
3. 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金については、地域の除排雪体制の整備等が着実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。
4. 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。
5. 豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として指定されていない地域においても、異常気象による大雪により集落の住民生活が脅かされる事態が発生していることから、地域の実態を調査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策の強化、迅速な復旧体制の確立等に万全の対策を講じること。

28. 半島地域の振興

半島地域は人口減少・高齢化が進行しており、また依然として交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備等の面で多くの課題を抱えている現状にある。

さらに、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、防災・減災対策の強化も急務である。

このため、かかる現状を打開し、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から、産業振興や企業活動に関わる対策を講じるとともに、地域住民の生活の向上を図るため、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 半島振興法の延長
半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、国土の均衡ある発展に資するため、令和6年度末に法期限を迎える半島振興法を延長し、更なる充実について特段の配慮をすること。
2. 半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点に立った各種事業に係る支援施策を講じること。
3. 半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。
4. 半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。
5. 半島地域の豊かな自然環境や農山村資源を活用したカーボンニュートラルの実現に向け、バイオマス、風力、太陽光、小水力及び地熱等の再生可能エネルギーの導入及び送電網の強化等の利活用に対する支援措置を拡充すること。
6. 産婦人科医や救急救命医等の医師不足が深刻化していることから、地域医療が十分に提供できる体制を構築すること。
7. 半島地域における地域特産物の開発及びECサイト等を活用した販売促進、技術指導、調査研究に対する支援を強力に推進すること。
特に、「半島の食のブランド化推進のための官民連携体制構築実証事業」については継続すること。
8. 財政・税制上の措置の充実
⑴半島地域における地方税の不均一課税に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。
⑵半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

29. 離島地域の振興

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化・高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等もあいまって、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 離島振興関係予算の所要額を確保すること。
特に、「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用が図られるものとすること。
また、各種補助事業の採択に当たっては、本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、事業費が割高になることや、受益面積に限りがあるなどの課題が生じているため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和措置等を検討すること。
2. 離島航路・航空路は離島住民の生

活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め、支援の在り方について検討すること。

3．離島における全ての移動及び流通コストを本土並に低減する方策を講じること。

4．医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

また、離島住民が島外医療機関を受診せざるを得ない場合の交通費や宿泊費について、補助制度を創設すること。

5．離島における水不足の解消対策を推進すること。

6．老朽化した一般廃棄物処理施設等の再整備に係る補助事業については、広域処理が困難な離島の特性を踏まえ、独自の補助率の嵩上げ措置等を講じるとともに、ごみ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対しても適切な措置を講じること。

7．離島における石油製品の供給施設の整備に対する財政支援措置を拡充すること。

8．離島が四方を海等に囲まれているなど厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実を図ること。

9．離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。

10．「国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき創設された「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、必要な予算を確保するとともに、対象事業の拡充を図ること。

30．人権擁護の推進

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るとともに、生活環境の整備、住環境整備等の物的事業を改善するため、国は次の事項を実現すること。

1．人権擁護の推進

(1)差別解消のために制定された以下の3法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策をより一層推進するとともに、町村が実施する相談体制の強化、教育の充実、啓発活動の取組を円滑に実施できるよう、財政措置の充実を図ること。

①「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

②「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）

③「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

(2)インターネット上の人権侵害を防止するため、実効性のある対策を講じること。

2．戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止

(1)戸籍謄本等の不正取得の防止を強化するため、関係団体に対し、改正戸籍法の趣旨を踏まえ、職務上請求書の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、より一層の徹底を図ること。

(2)戸籍謄本等の不正取得防止の観点から、職務上請求の在り方や不正取得した場合の罰則を強化するなど、制度の抜本的な見直しを検討すること。

また、監督官庁による懲戒等の処分が統一的に実施されるようガイドラインを策定すること。

(3)戸籍謄本等が第三者から請求・取得された場合の本人通知制度を早期に法制化するとともに、それに伴う財政措置など実効性ある措置を講じること。

3．地域改善対策の推進

(1)「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

(2)隣保館整備費や運営費に係る財政措置の充実を図ること。

(3)住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、係る財源は国の負担とし、償還完了まで実施すること。

(4)公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

(5)地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設を町村が地域に譲渡等をする際に支障となる「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法

客室のご案内

SINGLE ROOM シングル 119室

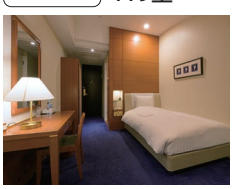

DOUBLE ROOM ダブル 12室

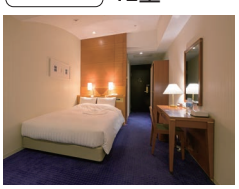

TWIN ROOM ツイン 18室

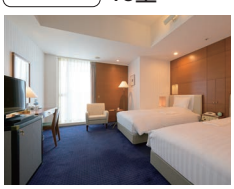

和室もございますのでお問い合わせください。
※市町村職員共済組合等の宿泊施設利用助成券がご利用いただけます。

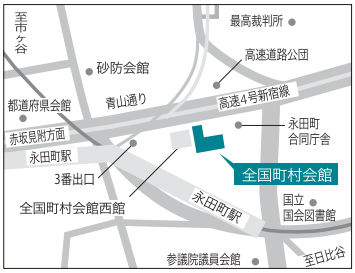

●全国町村会館へのアクセス
・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
・タクシー東京駅から約20分

ご予約・お問い合わせ
全国町村会館
TEL.03(3581)0471
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス　https://www.zck.or.jp/kaikan/

活　動

律」の規制について緩和すること。

31. 米軍機による低空飛行訓練について

米軍が日本において行う低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。

国は、その責務として、事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。

32. 北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国は強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現を図ること。

33. 竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国は更に強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

34. 尖閣諸島海域における領海侵犯

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

35. 国民保護・安全対策等の推進

北朝鮮による我が国上空を通過する弾道ミサイルの発射は、我が国の安全保障に対する重大な脅威であり、国民に多大な不安と恐怖を与えている。

また、日本人拉致問題については、発生から既に40年以上が経過し、被害者及び家族の高齢化が進む中で、早急な解決が求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1. 北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し、毅然とした姿勢で臨むとともに、ミサイル発射時における適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など国民の安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を講じること。

2. 国は、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、拉致問題の早急な全面解決のために最大限努力するとともに、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、積極的な啓発活動を行うこと。

車両共済(保険)のご案内
（一般自動車保険の車両保険）

この車両共済（保険）は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え**「ご自身のおクルマの補償（車両保険）」を追加する制度**です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済（保険）金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

●無事故による割引で新規から**44%（保険料）割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。

●集団扱年一括払による割引でさらに**5%割引**
保険料分割払（12回）も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店（千里）までお問い合わせください。

※この車両共済（保険）をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

株式会社　千 里（取扱代理店）
〒100-0014　東京都千代田区永田町1-11-32　全国町村会館西館内
●ホームページアドレス　https://www.chisato-ag.co.jp/

TEL 0120-731-087（受付時間：祝日、年末年始を除く月～金　午前９時30分～午後５時）
FAX 03-3519-7325

●「車両共済（保険）制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店（千里）までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

SJ23-05507（2023.8.1作成）

サマージャンボ
7億円
1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円
サマージャンボミニ
5千万円
当せんのチャンス広がる!
1等前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、
前後賞各1,000万円
この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
PCやスマホでネット購入!
宝くじ公式サイト
https://www.takarakuji-official.jp/
7月8日(月)同時発売
各1枚300円
●発売期間 7月8日(月)～8月8日(木)　●抽せん日 8月23日(金)
2024年市町村振興宝くじ
一般財団法人　全国市町村振興協会